

官報

号外

平成二十二年三月二十五日

○第百七十四回国 衆議院會議録 第十六号

平成二十二年三月二十五日(木曜日)

議事日程 第八号

平成二十二年三月二十五日

午後一時開議

第一 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第三 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

人事官任命につき同意を求める件

原子力安全委員会委員任命につき同意を求める件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求める件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求める件

の件

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求める件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求める件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求める件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求める件

日程第一 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議
○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(横路孝弘君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○高山智司君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理委員会に

伊藤 忠治君

鈴木 恒夫君

及び 鳥居 一雄君

を指名いたします。

また、同予備委員に

西川 洋君

元宿 仁君

及び 小宮 修二君

を指名いたします。

人事官任命につき同意を求める件

原子力安全委員会委員任命につき同意を求める件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求める件

の件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求める件

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求める件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求める件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求める件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求める件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、人事官

原子力安全委員会委員

情報公開・個人情報保護審査会委員

公益認定等委員会委員

公認会計士・監査審査会会長及び同委員

中央更生保護審査会委員

日本銀行政策委員会審議委員

及び

中央社会保険医療協議会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

人事官に原恒雄君を、

原子力安全委員会委員に班目春樹君を、

公認会計士・監査審査会委員に市川育義君、坂

本道美君及び八木和則君を、

日本銀行政策委員会審議委員に森本宜久君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力安全委員会委員に代谷誠治君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克己君、名取はにわさん、遠藤みどりさん、北澤義博君、伊達規子さん、中村晶子さん、橋本博之君、池田綾子さん及び村上裕章君を、

公益認定等委員会委員に池田守男君、堀裕君、北地達明君、時枝孝子さん、門野泉さん及び出口正之君を、

公認会計士・監査審査会会長に友杉芳正君を、同委員に廣本敏郎君、引頭麻実さん、櫻井久勝君、淵田康之君、田島優子さん及び根本直子さんを、

中央更生保護審査会委員に宮本信也君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公益認定等委員会委員に海東英和君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

日程第一 農業経営に関する金融上の措置の

改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長筒井信隆君。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための

農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔筒井信隆君登壇〕

○筒井信隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄

人事官任命につき同意を求めるの件等八件、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案、関係法律の整備に関する法律案、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

振興開発金融公庫が農業改良資金の貸し付けの業務を行うことができることとし、農業改良資金等を貸し付けるこれらの機関に対し政府が利子補給を行う措置を設けるとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸し付けを追加する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十日日本委員会に付託され、翌十一日赤松農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

の関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長川内博史君。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔川内博史君登壇〕

○川内博史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、関係法律の整備を行うとともに、平成二十二年度に限り、安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の事業に要する費用については、都道府県等から負担を徴収する措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、十七日前原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑に入り、二十三日質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤村修君。

報告

雇用保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(藤村修君登壇)

○藤村修君 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティーネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために所要の措置を講じようとするもので、その主な内容

容は、

第一に、一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて三十一日以上雇用見込みの者については、雇用保険の適用対象とすること、

第二に、事業主が届け出を行わなかったことにより雇用保険に未加入とされた者について、二年を超えて遡及して適用できるものとする、

第三に、平成二十二年度における雇用保険二事業の保険料率については、弾力変更の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすること、

第四に、雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができるとする暫定措置を講じることとする等であります。

本案は、去る三月十一日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、十七日長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。

次いで、自由民主党・改革クラブより、平成二十二年度における失業等給付に係る雇用保険料率を千分の八とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、修正案について内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。これを許します。加藤勝信君。

(加藤勝信君登壇)

○加藤勝信君 私は、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・改革クラブを代表して、反対の立場で討論を行います。(拍手)

その前に、先日、民主党の小林千代美衆議院議員の選挙に関連して、北海道教職員組合の最高幹部が政治資金規正法違反事件で起訴されました。

多くの国民は、鳩山総理の秘書、そして現職の衆議院議員を含む小沢幹事長の秘書、さらにまた、民主党議員にかかわる者が次から次へと政治資金規正法違反で逮捕、起訴されたことに啞然としております。

さらに、鳩山総理を筆頭に、自分は知らなかったと釈明するばかりで、国民に対する説明責任も、政治的な責任も一切果たそうとせず、また、民主党自身もこうした状況に何ら自浄作用を発揮しようとはされていません。国民の間からは、深い失望感が、そして強い怒りが沸き起こっております。

本日に民主党の議員の皆さんは今のままでよいと考えておられるのでしょうか。国会が期待される機能と責任を果たすために、小林千代美議員、石川知裕議員、さらには鳩山総理及び小沢幹事長の秘書の証人喚問、参考人招致、そして石川議員に対する議員辞職決議案の採決の二日も早い実現を改めて求め、本題に入らせていただきます。支持率の低下がとまらない鳩山内閣のもとで、

子ども手当を初め、理念なき、選挙目当ての政策のみがひたすら遂行され、我が国経済は、まさに羅針盤なき航海のごとき、出口の見えない厳しい状況が続いております。

一日も早く景気を回復し、雇用の安定を図るところが喫緊の最重要課題であるにもかかわらず、今回の雇用保険法等の一部を改正する法律案は、不況にあえぐサラリーマンや事業主にさらに追い打ちをかけるとともに、問題の本質的な解決には全くなっていないと言わざるを得ません。

以下、反対の理由を申し上げます。

反対の第一の理由は、サラリーマンの給与収入が減少したにもかかわらず、平成二十二年度における雇用保険料率を五割も引き上げることであり

ます。厚生労働省の毎月勤労統計調査によれば、平成二十一年の労働者一人当たりの平均現金給与総額は前年に比べて三・八％と大幅に減少し、金額にすると、月額一万二千円、年間約十四万円の減少となっております。

さらに、平成二十二年度において、政府の経済見通しでは、雇用者報酬はさらに〇・七％減少することが見込まれております。

他方、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び介護保険の保険料の引き上げにより、年収三百七十万円の平均的なサラリーマンの場合、雇用保険料の増加分七千円を含めて、平成二十二年度の社会保険料負担が年間約四万四千元も上昇することとなります。また、中小企業を初めとした事業主においてもほぼ同額の負担増となります。マクロベースで見ても、雇用保険で約五千億円、協会けんぽ

で約八千億円など、二兆円を超える大幅な保険料負担の増加となります。

給与収入は大幅に減少し、社会保険料負担が増加するという点では、サラリーマン世帯にとつて、まさに踏んだりけつたりであります。

そこで、我が党は、厚生労働委員会において、現下の厳しい経済状況にかんがみ、労働者及び事業主の経済的負担の軽減措置を図るため、本法律案に対して、平成二十二年度における失業等給付に係る保険料率を平成二十一年度と同様に千分の八とする修正案を提出いたしました。

この修正による平成二十二年度の雇用保険料収入は、約六千億の減少が見込まれます。しかしながら、平成二十二年度末の失業等給付に係る積立金の残高は、約四兆円と見込まれております。過去の失業等給付の赤字額は最も大きかった年度でも約一兆円であること、また、政府がこの積立金から雇用保険二事業へ四千四百億円もの繰り入れを行おうとしていることなどを踏まえると、直ちに雇用保険財政の運営が行き詰まるとは考えられません。さらに、国庫負担の割合は、本則の四分の一に対し、平成二十二年度はその約半分の水準に据え置かれております。

しかし、大変残念なことに、委員会において、この修正案は賛成少数で否決されてしまいました。

与党の議員の皆さんにおかれては、地元の中小企業の厳しい経営状況や、そこで働いておられる方々が、自分たちの小遣いはもとより、食費までも削らざるを得ないほどの厳しい家計状況にあることを、本当に理解されておるのでしょうか。

積立金として有すべきぎりぎりの水準を見定め、少しでも雇用保険料を引き下げ、国民の負担軽減を図ることこそが、まさに政治の役割ではないのですか。「国民の生活が第一」との民主党の看板、早く撤去いただきたいと思ひます。

反対の第二の理由は、平成二十二年度において、雇用調整助成金などの雇用保険二事業に対して、失業等給付の積立金から四千四百億円の繰り入れを行うこととあります。

後日繰り戻しすることとされておりますが、具体的な返済計画は示されておらず、また、雇用保険二事業の現状を考えると、予定が全く立たないというのが実態ではないでしょうか。こうした安易でこそくな手段は、絶対にとるべきではありません。特例的に国庫補助を実施するか、借り入れ規定を設け、それに基づいて借り入れを行うなどの抜本的な対応を図るべきであります。

これに関連して、反対の第三の理由は、雇用保険二事業への繰入資金には利子が付されないという点であります。

財政融資資金に預託され利子を得ている失業等給付の積立金にとつて、その一部を無利子で繰り入れるということになれば、得られたであろう利子を得ることができないことに、すなわち、実質的には失業等給付のための資金が事業主負担とされる雇用保険二事業に流用されることになりま

す。年金保険において、保険料は年金給付以外には使わせないとあれほど声高に主張していたのはだれであったのでしょうか。失業等給付は別であるというのでありましようか。全く理解できません。

さらに申し上げれば、平成二十二年度予算案において、雇用保険料から一千億円以上が事務費に流用されているのです。同じ強制保険であるにもかかわらず、年金保険料は事務費に流用させないと主張しておきながら、雇用保険料は事務費に流用する、これこそ理念なき政治そのものではないでしょうか。

反対の第四の理由は、本法律案が民主党のマニフェスト違反であることとあります。

民主党のマニフェストでは、「全ての労働者を雇用保険の被保険者とする」としているにもかかわらず、本法律案では、短時間労働者の適用範囲を週所定労働時間二十時間以上であつて三十一日以上雇用見込みのある者に拡大する一方で、週所定労働時間二十時間未満の者などは雇用保険の適用除外とされており、そうした方々は労働者ではないと言われるのでしょうか。

これについて、長妻厚生労働大臣は、民主党マニフェストにおける「全ての労働者」とは、みずからの労働による賃金で生計を維持しているすべての労働者であると答弁しております。しかし、民主党マニフェストには、そのような文言はどこにも見当たりません。適用除外とされた方々は、まさにだまされたと思つてゐることではありません。

また、民主党は、マニフェストにおいて「雇用保険における国庫負担を、法律の本則である四分の一に戻す」とし、平成二十二年度の概算要求においてもその点を盛り込みました。しかし、結局は、平成二十二年度予算には反映されず、これま

た議論の先送りとなつております。

子ども手当について全額国庫負担すると主張しながら、結局地方に負担を押しつけたように、また、今、普天間基地の移設問題でも見られるように、鳩山政権下においては、期待を持たせるだけ持たせておいて、結局は、現状維持と議論の先送りということが繰り返されております。まさに羊頭狗肉内閣と言わざるを得ません。

今日、我が国は産業構造の大きな転換が求められており、これに伴い、一時的にしろ失業者が生じることも想定しておかねばなりません。

また、雇用保険を受給できない失業者に対する生活支援などを内容とする緊急人材育成支援事業を私どもが与党のときに実施しましたが、雇用保険を受給できない失業者も多数存在しています。

さらに、失業の発生防止に大きく貢献している雇用調整助成金事業ですが、雇用保険二事業の大幅な赤字につながっており、その費用負担を引き続き事業主のみに任せておいてよいのかなどの問題もあります。

とりあえずは行方がごとき今回のような改正ではなく、まさにこうした問題の解決に向けて、現行の雇用保険制度や雇用政策全般の見直しを速やかに図り、国民の方々が安心して働き、生活しているようにしていくことが今求められているのではないのでしょうか。

最後にこの点を指摘して、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案内閣提出の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣長妻昭君。

(国務大臣長妻昭君登壇)

○国務大臣(長妻昭君) 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の医療保険制度においては、現在、各医療保険者の財政状況が非常に厳しくなっております。その背景としては、昨今の経済状況の悪化により、保険料収入の基礎となる被保険者の収入が落ち込んでいること、高齢化や医療技術の進歩により、医療費が増加していることが主に挙げられます。

また、市町村国民健康保険に対して講じている財政支援措置が平成二十一年度末で期限切れを迎えるとともに、後期高齢者医療制度において、被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の

軽減措置も、多くの対象者について適用期限が切れることとなっております。

したがって、このままでは、市町村国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療制度それぞれの平成二十二年以降の保険料の大幅な上昇が見込まれるところであります。

このため、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、現下の厳しい経済状況の中で、できる限り保険料の上昇を抑制するために、必要な財政支援措置等を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国民健康保険制度においては、市町村が運営する国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、所得の少ない方の数に応じて市町村を財政的に支援するための制度や、高額な医療費に対して国及び都道府県が補助する事業を継続するとともに、一定の額以上の医療費を市町村が共同で負担する事業について、都道府県の権限と責任の強化を図った上で継続することとしております。

あわせて、国民健康保険事業の運営の広域化や財政の安定化を推進するため、都道府県が市町村に対する支援の方針を策定できるようにすることとしております。

また、保険料の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合において、子供が安心して医療を受けることができるよう、保険者は、当該世帯に属する中学生以下の被保険者に加えて、高校生世代の被保険者に対しても、有効期限を六月とする短期被保険者証を交付することとしております。

第二に、健康保険制度においては、協会けんぽ

に対する国庫補助率について、平成二十四年度までの間は千分の百六十四とするとともに、同期間については、毎事業年度における財政均衡の特例を設けることとしております。

あわせて、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成二十四年度までの間、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとするとしております。

なお、協会けんぽに対する国庫補助率については、その財政状況等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認められるときは所定の措置を講ずることとしております。

第三に、後期高齢者医療制度においては、被用者保険の被扶養者であった高齢者に対して課する保険料の軽減措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政措置を延長するとともに、都道府県に設置する財政安定化基金について、当分の間、これを取り崩して、保険料率の増加を抑制するために充てることができるようにすることとしております。

最後に、この法律の施行期日については平成二十二年四月一日としておりますが、高校生世代の被保険者に対する短期被保険者証の交付や協会けんぽに対する国庫補助率、後期高齢者支援金に関する規定については、平成二十二年七月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田中美絵子さん。

(田中美絵子君登壇)

○田中美絵子君 民主党の田中美絵子でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、長妻厚生労働大臣に質問いたします。(拍手)

「命を守りたい」、鳩山総理の施政方針演説におけるこの言葉から、私たち民主党の今通常国会における闘いは始まりました。今度の国会は、昨年度夏の総選挙、政権交代によって、コンクリートから人へと税金の使い道を変える、暮らしのための政治を実現する、国民の皆様にお訴えしたこの約束を予算や法律の形で実現していく大変重要な国会でございます。

そして、昨日、無事、命を守る平成二十二年予算が成立した後は、その予算を執行するための法案、命を守る法案を、私たちは次々と成立させなければなりません。本日、私は、その命を守る法案のまさに代表格であります本案の質疑に立たせていただく機会をいただき、まさに身の引き締まる思いに包まれております。

さて、私たち民主党は、産科、小児科を初めとした医療崩壊を食いとめ、国民に質の高い医療

サービスを提供するとともに、後期高齢者医療制度の廃止、医療保険制度の一元的運用を通じて国民皆保険制度を守ることを掲げ、国民の皆様の信任を得てまいりました。

鳩山内閣におかれても、診療報酬の十年ぶりのネットプラス改定、本体では前回の四倍の改定を行い、産科、小児科等に重点配分を行うなど、医療の充実に向けてその一歩を踏み出されております。

しかし、今後も継続して医療の充実を図るためには、各医療保険制度において、その負担に耐えられるよう財政基盤の安定が前提となりますが、一昨年のいわゆるリーマン・ショック以降、各医療保険制度の財政状況は厳しさを増しており、半年前に政権を担うこととなった私たちが直面する喫緊の課題となっております。

このため、足元の状況を踏まえた緊急の対応として今回の法案が提出されるに至ったものと考えておりますが、このような認識に基づいて順次お伺いしてまいります。

まず、国民健康保険制度についてお伺いいたします。

市町村が運営する国民健康保険制度は、被用者保険に加入していない地域住民が相互の助け合いによって医療費の支払いを行う医療保険制度であり、いわば国民の皆様の命を守るとりでであると考えます。

しかし、他の医療保険制度に比べて、構造的に加入者の平均年齢が高く、また加入者の所得に比例した保険料収入も少ないことから、厳しい財政運営を強いられており、さらに、昨今、職を失った方々の増加などから、その厳しさが増している

ものと考えます。

国民の皆様を守るため、国民健康保険制度の財政運営の安定化を図ることは喫緊の課題であると考えますが、国民健康保険財政の現状及び今回の改正による財政支援措置の必要性について、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、現行の国民健康保険制度は、市町村が運営主体でございますが、小規模な市町村は財政が不安定であり、また、市町村間での保険料の格差が大きいなどの問題があります。このため、その財政規模を都道府県単位へ広域化していく必要があると考えます。

今後、国民健康保険制度の広域化に向けてどのように取り組んでいくのか、今回の法案での対応を含め、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。次に、健康保険制度についてお伺いいたします。

昨年来の経済状況の悪化による賃金的大幅な落ち込みにより、特に中小企業のための医療保険である協会けんぽの財政は、急激に悪化しております。協会けんぽの財政収支は平成二十一年度でマイナス六千億円となり、今回の法案がなければ、平成二十二年度の保険料率は現在の八・二％から九・九％と、労使年間で約六・四万円の負担増となる見込みとなっております。

そこで、まず、協会けんぽに対しては国による支援が重要であると考えますが、平成二十二年度予算や今回の法案に盛り込まれた財政再建のための特例措置について、長妻厚生労働大臣の基本的なお考えをお伺いいたします。

また、一般の協会けんぽの財政再建のための措置は三年限りとなっておりますが、これによつ

て、将来にわたり協会けんぽの財政は安定化することとなるのか、厚生労働大臣の力強い答弁をお願いいたします。

ところで、今回の法案に盛り込まれた財政再建のための特例措置の一つに、後期高齢者支援金の総報酬割の導入がございますが、国が本来担うべき負担を健康保険組合に押しつけるものであり、国庫負担の肩がわりであるとの批判がなされております。

また、前政権において、平成二十年に提出されたいわゆる政管支援特例法案では、当時の政管健保への一千億円の財政支援を、それまでの国にかわって、健康保険組合の負担により支援するということが試みられたわけですが、今回の法案が政管支援特例法案の再現であるとの批判もなされております。

そこで、健保組合の財政状況に関する基本的認識と、こうした肩がわりであるとの批判に対する長妻厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。また、今回の法案と政管支援特例法案との違いは何か、あわせてお伺いいたします。

以上のほか、今回の法案では、後期高齢者医療制度においても保険料軽減措置が講じられておりますが、今回の法案では、全体でどのくらいの人に保険料軽減措置の効果が及ぶのか、また、保険料上昇の抑制効果はどの程度と見込まれているのか、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。

さて、今回の法案においては、各医療保険制度における財政状況の急激な悪化を踏まえた当面の対応として、各種の財政支援措置が講じられておりますが、私たちは、国民の命を守るという立場から、将来の医療保険制度のあり方を見通しなが

ら、長期的な視野に立った抜本的改革に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、まず、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

私たち民主党マニフェストにおいては、後期高齢者医療制度は廃止すると掲げております。これに基づき、現在、長妻厚生労働大臣の強力なリーダーシップのもとで、後期高齢者医療制度にかわる新たな制度の構築に向けて精力的な議論が行われているものと承知しております。

後期高齢者医療制度の廃止に向けた長妻厚生労働大臣の決意を改めてお伺いいたします。あわせて、廃止後の新たな制度のあり方についての大臣自身のお考えをお示しいただくとともに、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

また、一昨日、アメリカにおいては、事実上の国民皆保険制度につながると言われている医療保険制度改革法案が成立したところでございますが、間もなく五十年を迎えようとしている我が国の社会保険制度は、世界に誇れる制度であり、命のセーフティネットとしてさらに力強いものとしていかななくてはなりません。

私たち民主党は、医療保険制度の一元的運用を通じて国民皆保険制度を守ることをマニフェストで掲げておりますが、医療保険制度の将来の一元的運用に向けてどのように改革を進めていくのか、また、今回の法案との関係について、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。

そして、私たち民主党は、国民の命を守るという立場から、医療保険を支える医師、看護師の方など医療従事者の皆様と、医薬品の問題にもきちんと答えを出していくべきだと思います。医療保

険において、医療従事者と医薬品は車の両輪になつて、国民の命を守つてまいります。

そこで、まず、地域や診療科ごとに偏りが見られる医師や看護師の配置を今後どのように是正していくのか、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、先日、ジェムザールという肺がん向けの抗がん剤が乳がんにも保険適用医薬品として使えることが承認され、乳がん患者の皆様にも朗報となりました。長妻大臣の御尽力には心から感謝する次第でございますが、ほかに、がん患者の皆さんが待ち望んでおられる抗がん剤がまだ保険適用医薬品として使えないという現状があります。

この抗がん剤に限らず、諸外国に比べておこなっているという医療保険適用医薬品の承認促進の問題について、国民の命を守る立場から、ぜひとも一層のお取り組みをお願いしたいと存じますが、長妻厚生労働大臣のお考えをお伺いいたします。

さらに、子宮頸がんワクチンが承認されて、国民の皆さんへの接種が始まりましたが、高額でなかなか普及が進みません。がんは、予防や早期発見で多額の医療費が節約できるとも考えられます。子宮頸がんワクチンなど、がんの予防対策について公費を投入し、もっと国民への普及を図れないものか、長妻厚生労働大臣のお考えをお伺いします。

国民の命を守り、国民の暮らしを立て直していくためには、医療保険制度はなくてはならない極めて重要な制度でございます。今回の法改正も含め、あらゆる施策を通じて、医療保険制度の安定的運営に全力で、しかし、健康にも十分御留意され、御家族との触れ合いも大切にされながら取り

組んでいただきますよう、長妻厚生労働大臣にお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣長妻昭君登壇)

○国務大臣(長妻昭君) 田中美絵子議員にお答えします。

国民健康保険財政の現状及び今回の改正における財政支援措置の必要性について御質問がありました。

まず、この法律案は、上昇する医療保険料をできる限り抑えるものであります。全体で約八千万人の国民の皆様様の保険料を抑えるものでござい

ます。平成二十年度の国民健康保険の財政収支について、一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支で見ると、約二千四百億円の赤字となっております。これは、平成十九年度よりも約一千二百億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

この背景には、加入者の平均年齢が高く、所得が低い方が多いなど、国民健康保険が抱える構造的な問題があると考えております。

また、平成二十年度以降の急激な景気悪化の影響により、失業者の加入がふえており、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

このため、国民皆保険の最後のとりでとも言える国民健康保険の健全な運営を確保する観点から、今回の法律では、今年度で暫定措置の期限を迎える財政基盤強化策を四年間延長することとしております。

この措置の延長は、市町村国保を運営する市町

村長の皆様から強く御要望いただいているものであり、保険料を急激に上昇させないためにも、必要不可欠なものと考えております。

次に、国民健康保険制度の広域化に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

市町村が運営する国民健康保険については、保険財政の安定化や保険料の市町村間の格差是正の観点から、都道府県の権限と責任を強化するとともに、都道府県単位による広域化を進めていくことが必要であります。

このため、今回の法案では、市町村国保の広域化を推進するため、第一に、高額医療費の負担を共有する再保険事業の対象となる医療費の範囲について、これまでは一件三十万円を超える医療費を対象としていましたが、これを都道府県の判断で拡大することができるようになりました。第二に、都道府県が、地域の実情に応じて市町村国保の広域化を支援する、広域化等支援方針を策定することができるようになった内容を含んでおります。

こうした取り組みとあわせて、高齢者医療制度の見直しにおいても、将来の地域保険としての一元的運用を念頭に置きつつ、市町村国保の広域化につながる見直しを行うこととしております。

次に、協会けんぽの財政再建のための特例措置の基本的考えについてお尋ねがありました。

協会けんぽの財政状況については、平成二十年秋以降、景気の急激な悪化の影響により、保険料収入が大幅に減少するなど、極めて厳しい状況にあります。二十一年度は、約六千億円の単年度赤字となり、準備金をすべて取り崩したとしても、二十一年度末の累積赤字が約四千五百億円に達す

る見込みであります。

こうした状況のもと、平成二十二年年度の保険料率については、現行制度のままでは、全国平均で、現在の八・二％から九・九％まで一・七％の引き上げが必要でありました。このような保険料の大幅な引き上げをできる限り抑制するため、今般の法案では、二十二年年度から二十四年度までの三年間、協会けんぽの財政再建のための特例措置を実施することとしたものであります。

特例措置の具体的内容としては、第一に、平成二十四年度以降暫定的に一・三％に引き下げられていた国庫補助率を一六・四％に引き上げること、第二に、単年度収支均衡の原則を緩和し、二十一年度末の累積赤字については、二十四年度までの三年間で解消できるようにすること、第三に、後期高齢者の医療費への現役被用者からの拠出金について、その三分の一を従来の加入者割から負担能力に応じた総報酬割に改め、財政的に厳しい保険者の負担を軽減すること等の措置を講じることとしております。

これにより、保険料上昇の幅を約〇・六％程度抑制することとしており、景気悪化に伴う給与の急激な落ち込み等といった今年度の特殊な要因による影響をできる限り抑制することができたと考えております。

次に、協会けんぽの財政再建措置が三年となつていくことについてお尋ねがありました。

今般の特例措置の対象期間については、協会けんぽの財政をできる限り早期に再建するため、平成二十四年度までの三年間としたところであります。

また、平成二十五年四月には、現在の後期高齢

者医療制度を廃止して新たな制度への移行を図る方針であり、現在、私が主宰する高齢者医療制度改革会議において、新制度の具体的なあり方について議論を進めております。

こうしたことも踏まえ、平成二十五年以降の国庫補助率については、高齢者医療制度の検討状況とともに、協会けんぽの財政状況、国の財政状況等を勘案の上、二十四年度までの間に検討することを今回の法案に明記しております。

今後とも、協会けんぽの財政状況を注視しつつ、その財政基盤の安定化を図るために必要な対策を講じてまいります。

次に、健康保険組合の財政状況、国庫負担の肩がわりとの批判への見解、政管健保支援特例法案との違いについてお尋ねがありました。

約一千五百の健康保険組合の財政状況については、平成二十年度は、全体の約七割が経常収支で赤字、赤字額は全体で約三千六十億円と見込まれており、二十一年度においても景気低迷の影響を免れないとの認識をしております。

しかしながら、協会けんぽが四千五百億円の累積赤字を抱え、二十一年度に向けて保険料率を九・三四％へ引き上げなければならぬのに対して、加入者の報酬水準や保険料率、積立金の保有状況から見れば、健保組合の財政状況には相当程度の幅があると認識をしております。

今般、協会けんぽの国庫補助率を一六・四％に引き上げるに際しては、所要財源の半額を国費の純増で賄う一方、残りの半額について、後期高齢者支援金における総報酬割の導入により、財政力の強い保険者に追加的な負担をお願いすることで捻出される国費を充てることとしております。

今回の措置に関し、健保組合への国庫負担の肩がわりではないのかとの批判についてですが、第一に、総報酬割に伴い生じる国庫負担は、すべて協会けんぽの財政支援強化に充てること、第二に、極めて厳しい国家財政の中で、国費についても可能な限り純増させたこと、第三に、総報酬割は、健保組合の中でも、財政力の弱い約三分の一の組合は負担減になるなど、負担能力に応じた拠出をお願いするものであるということ、以上によつて、必ずしも肩がわりとの批判は当たらないと考えております。

また、これらの点は、シーリング対策のため、政管健保の国庫補助の削減を専らの目的とし、健保組合にはその削減分の負担を求めるだけであつた平成二十年のいわゆる政管健保支援特例法案とは大きく異なるものと考えております。

次に、今回の法案により保険料軽減の対象となる方の数及びその軽減効果についてのお尋ねがございました。

市町村国保については、財政基盤強化策の延長により、約二千万世帯の約三千六百万人の加入者に対して、一世帯平均年間約一万二千五百円の保険料の引き上げ抑制効果を見込んでおります。

また、協会けんぽについては、国庫補助率の引き上げ等の措置により、約三千五百万人の加入者に対して、平均的な収入の従業員で、労使合わせて年間二万一千円の保険料の引き上げ抑制効果を見込んでおります。

後期高齢者医療制度については、財政安定化基金の取り崩しにより、三十一の都道府県で約一千万人の被保険者について、年間約二千円の抑制効果があります。また、剰余金の活用等を含める

と、合わせて全国平均で年間約七千五百円の抑制効果を見込んでおり、最終的な保険料の増加率は二・一％にとどまる見込みとなっております。

また、約百九十万人の被用者保険の被扶養者であつた方について、均等割九割軽減の継続により、年間約三万八千円の抑制効果を見込んでおります。

これらにより、全体では、本来抑制がなされなければ上がったであろう保険料の軽減が図られるというのが、国民の約八千万人に上るといふところでございます。

次に、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方や今後のスケジュール等について御質問がありました。

後期高齢者医療制度については、医療費がかかる七十五歳を別枠の保険にする、高齢者の方々を年齢で差別するものであるなど、大きな問題があり、廃止いたします。

廃止後の新たな制度のあり方については、昨年の十一月以降、私が主宰する高齢者医療制度改革会議で検討を進めているところであります。

私としては、今回の改革において、高齢者の方々が本当に安心して信頼できる制度をつくり上げることはもとより、若い方々も納得して高齢者の医療費を支える気概を持てる制度にする、将来の国民の負担が必要以上にならないよう、健康づくりや予防等の面で保険者機能が発揮できる仕組みにする、あわせて、長年の課題である市町村国保の広域化に道筋をつけ、国民皆保険をしつかりと守るといったことをぜひとも実現したいと考えております。

こうした考え方に立つて、既に、検討に当たつての六つの原則をお示ししました。

改革会議において、具体的な制度設計の議論を進め、まず、ことしの夏には後期高齢者医療制度にかわる新しい制度の骨格を中間的に取りまとめ、本年末をめどに最終的な取りまとめを行い、来年の通常国会には法案を提出し、平成二十五年四月をめどに施行することとしており、引き続き、高齢者を初め国民の方々の御意見を丁寧に向いながら、着実に取り組んでまいります。

次に、将来の医療保険制度の一元的運用に向けた取り組みと今回の法律との関係についてお尋ねがございました。

国民皆保険をとる我が国においては、加入する医療保険により給付や負担に大きな差が生じないよう、給付の平等と負担の公平を図ることが重要と考えており、民主党マニフェストにも「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る」と掲げているところであります。

医療保険制度の改革については、保険者機能との兼ね合い等にも留意しながら、段階的に取り組んでいく必要があると考えております。まずは、後期高齢者医療制度を廃止し、将来の医療保険制度の一元的運用を見据え、新たな制度を構築いたします。

こうした考えのもと、今議題となつている法案においても、第一に、国民健康保険について、都道府県の判断で市町村国保の広域化についての方針を策定できるようにすること、第二に、被用者保険について、時限措置としてはあるが、後期

高齢者支援金に総報酬割を導入することなど、一元的運用の方向性に沿った内容を盛り込んでいくところであります。

医師、看護師の地域偏在や診療科偏在をどのように正すかとお尋ねがありました。

我が国では、人口当たりの医師数がOECD平均を下回っており、医師の絶対数が不足していることが指摘されております。これまでの政権で医師の数を削りに削ったツケが、今、回ってきているところであります。

我々は、医師の地域的な偏在、診療科の偏在の問題が生じていると認識をしております。このため、来年度の医学部定員について、過去最大規模であった今年度の定員からさらに増員する予定としております。

また、地域ごとの医師確保の目標を明確化するため、本年四月以降、都道府県を通じて地域の医師不足の実態を具体的に把握することとし、夏過ぎにはその詳細なデータを公表したいと考えております。この結果を踏まえ、医師の地域偏在や診療科偏在を是正するための対策を全力で推進してまいります。

さらに、地域の看護師確保対策として、平成二十二年予算において、第一に、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充、第二に、出産、育児等により離職している看護師の復職支援研修等の実施などを盛り込んだところであり、今後とも、看護師確保のため、対策を強化してまいります。

諸外国に比べておこなわれているという医薬品の承認促進について質問がございました。

私も、この問題については、アメリカ力あるいは先進国に比べ大変おこなわれているという危機感を持って、全力で取り組む所存でございます。

欧米では使用が認められているが国内では承認されていない医療上必要な医薬品や適応外薬について、その開発を促進し、我が国の医療現場で早期に使用できるようにすることは重要であります。

昨年六月から八月の意見募集において新たに寄せられた開発要望品目については、まず第一に、本年二月から、新たに、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議を設置いたしまして、その中で、未承認薬や適応外薬に関する開発要望について、医療上の必要性の評価を行っております。今後、その評価結果を受け、関係企業に開発を要請するということとしております。

また、第二に、平成二十二年の薬価改定において、国が要請した企業にあつては、その開発に取り組みむことを条件に、当該企業の新薬の薬価を加算する制度を試行的に導入することとしたしました。

こうした取り組みを通じて、医療上の必要性の高い未承認薬や適応外薬が医療現場で早期に使用できるように努めてまいります。

最後に、子宮頸がん予防ワクチンなど、がんの予防対策についてお尋ねがありました。

子宮頸がん予防ワクチンについては、昨年十月十六日に薬事承認され、十二月二十二日より販売が開始されたわけであります。

欧米においては、このワクチンが効くウイルスが子宮頸がんの原因の八〇％から九〇％を占めて

おりますが、日本では五〇％から七〇％と限定的であるなどといった論点があり、こうした点を踏まえながら、公費助成のあり方について検討する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、今後、子宮頸がん予防ワクチンを含め、どのような疾患を予防接種法に位置づけるかについて議論が行われることとなっております。

子宮頸がん予防ワクチンのほか、がんの予防対策は重要であり、さまざまな取り組みを今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 大村秀章君。

(大村秀章君登壇)

○大村秀章君 自由民主党の大村秀章であります。

私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま提案されました国民健康保険法等の一部改正法案につきまして、順次質問をさせていただきます。(拍手)

その前に、この国会で大きな問題となっている政治と金の問題について触れざるを得ません。

これまで、石川知裕議員を含む小沢民主党幹事長の秘書三人、そして鳩山総理の秘書二人が起訴され、さらに、小林千代美議員に至っては、自身の選対委員長代行の元連合札幌地区会長が公職選挙法違反事件で一審では既に有罪判決を受けております。

そして、このたび、北海道教職員組合、北教組から違法な選挙資金を受けたとされる事件で、北教組委員長代理と自治労北海道財務局長が政治資金規正法違反で起訴され、団体としての北教組も起訴されました。

小林議員自身も、札幌地検の事情聴取を受けました。立件は見送られたものの、一連の事件で多くの逮捕者を出し、起訴されたことの政治的道義的責任は極めて重いと考えます。にもかかわらず、小林議員は、みずからの進退について、離党や辞職は考えていない、職責を全うしていくと明言をしております。

政治の信頼、政治の道義、倫理の確立という点で、責任感はおろか問題意識すら全く持っていないのではありませんか。

これまで民主党は、鳩山総理、小沢幹事長の件について、本人及び関係者の証人喚問、参考人招致にふたをし、石川議員の辞職勧告決議案をも握りつぶしてきました。今回、小林議員のこうした開き直りとも言える対応について、どのように対処されるのか。議員辞職勧告決議案を我々が出しても、また握りつぶすのか。そんなことで国民の信頼が得られるのか。政治不信がさらに進んでしまっているのではないかと。国会に身を置く者として、残念無念であります。

その思いを持って、民主党が民意に反して政治道義、倫理の確立に背を向け続けていることを、これからも厳しく追及していくことを国民の皆様にお誓いを申し上げ、質問に入ります。

まず、肝炎対策についてお聞きをいたします。私は、これまで、この肝炎対策について多くの

同僚議員の皆様とともに全力で取り組み、二年前には、薬害肝炎の全員一律救済法を全会一致で成立させることができました。また、昨年十一月、肝炎対策基本法も二年越しに成立をいたしました。多くの関係者の皆様の御尽力に心から厚く感謝を申し上げます。

こうした中で、今般、全国で行われているB型肝炎訴訟において、去る三月十二日、札幌地裁で和解勧告が出され、原告団は、国が早く和解に応じてほしいと訴えています。

民主党の多くの関係議員は、野党時代、B型肝炎訴訟の早期解決を訴えておられました。民主党の肝炎対策本部も、菅直人本部長の談話として、一連の訴訟判決を受けて、B型、C型すべての救済対策に取り組むことを表明しております。

また、鳩山総理は、命を守りたいと何度も国会で述べています。そうしたお考えに変わりはありませんか。

鳩山内閣の関係閣僚に、順次お聞きをいたします。五月十四日の期日までに、どのように対処する方針ですか。長妻厚生労働大臣、菅財務大臣、千葉法務大臣、そして、この問題の窓口、取りまとめ役となられた仙谷国家戦略担当大臣、明確にお答えをいただきたいと存じます。

さて、日本が、戦後、世界一の長寿国となり、WHOからも世界一の保健医療水準と評価されることとなった大きな要因は、医療提供体制の整備と医療現場、関係者の皆さんの御努力とあわせて、何といっても、昭和三十六年、我々自民党政権のもとで達成された国民皆保険であります。国民だれもが、どこでも、いつでも医療を受けられ

る体制を確立したことであります。

今アメリカが、苦勞してこれにチャレンジをしております。五十年前も前の高度成長のあのころに導入した先人に感謝しなければなりませんし、我々は、それをしっかり守るべく努力していかなければなりません。

民主党においても、マニフェストでは、この皆保険を守るとしておりますが、果たして本当にそうなのか、検証をしていきたいと思います。

私は、先般の予算委員会の審議を通じ、「理念なき民主党の医療政策の迷走 七つの大罪」と題して、その無策ぶりを追及いたしました。

鳩山総理は命を守りたいと言われますが、実際に行われてきたことは、国民の命をないがしろにするような医療関係予算のカット、カットであります。平成二十一年度の第一次補正予算を、医療関係で二千六百億円も執行停止し、また、事業仕分けでは、医師確保、救急、周産期医療対策の補助金を、概算要求からほぼ半額の二百六十六億円もカットいたしました。その上、これらの財源は診療報酬引き上げに回すと言いつつ、平成二十二年度の診療報酬改定の実態は、後発医薬品の削減分をそのままにしたマイナス改定でありました。

さらに、新型インフルエンザ対策では、一回、二回打ちで医療現場に大混乱を生じさせたあげく、輸入ワクチンが大方余り、一千億円を超える税金の無駄遣いが生じようとしております。

このような理念のない医療政策の一体どこが命を守ることにつながるのか。命を守りたいというのは、鳩山氏個人の単なる願ひであり、総理とし

ての施政方針ではなかったと、謝罪すべきではありませんか。まずは厳しく指摘をした上で、具体的な質問に入ります。

さて、与党三党の連立合意では、医療費GDP比の先進国(OECD)並みの確保をうたい、民主党の公約でも、総医療費のGDP比をOECD平均まで引き上げるとしております。これには約四兆円の医療費の増加が必要です。しかし、その内訳、財源と工程表が全く不明であります。さきの予算委員会でもこの点を厳しく指摘をいたしました。また、まともな回答がありませんでした。

鳩山総理は、これについて、努力はするが、四年間で確約ができるとは限らないと答弁をしております。そんな無責任なことではいいのでありませんか。三党連立合意というのは、その程度のものなのであります。医療費をふやすと言っておきながら、できるとは限らないと言ふ。無責任ではありませんか。

改めて、医療費をOECD平均にするのであれば、その内訳、中身、財源、工程表を示していただきたいと思ひます。

次に、後期高齢者医療制度についてお聞きをいたします。

民主党マニフェスト、連立合意でも廃止と明確に掲げながら、実際に担当することとなつたら、一から勉強します、これから勉強しますと言ふ。その間は、我々が講じた負担軽減策をそのまま維持しつつ、ただ勉強すると言ふ。

マニフェストに掲げて選挙をしたのではなかったのですか。マニフェストに書いてあったことは選挙目当ての言葉だけだったのでありましよう

か。中身は全くなかったのですか。政権ができて六カ月以上もたっているのに、いまだに何の中身も方向も具体的に一切示されていないじゃありませんか。無責任のきわみであり、明確なマニフェスト違反であります。今、直ちにどうするかを示していただきたい。明確な答弁を求めます。

国民健康保険への財政支援についてお聞きをいたします。

国民皆保険を守るポイント、一番財政基盤の弱い国民健康保険。

市町村国保が崩れれば国民皆保険も崩れます。国保の加入者は、制度発足当初は、七割が自営業者や農林水産業者、しかし、今は、無職の人が五割を超えております。必然的に、財政構造は脆弱。したがって、昭和五十八年の老人保健制度を初め累次の制度改革や財政調整も、せじじ詰めれば、国民皆保険を守るため、この国保を支えようとするものであります。それが、現状は、大幅な赤字で、保険料収納率も最低になりました。

今こそ、国民皆保険を守るために、追加的に国の財源を投入すべきであります。しかしながら、今回の提案は、国の予算は五百二十億円にとどまっております。理念なき医療政策のために削減された国の予算、三千億円ものカットされた予算はどこに行つたのであります

か。子ども手当に回す何兆円ものお金があるのであれば、まず、こうした窮状にある国民健康保険に財政支援をしたらどうですか。協会けんぽへの財政支援についてもお聞きをいたします。

急激な財政悪化で中小企業の従業員等が加入す

る協会けんぽの保険料率は、過去最大の引き上げ、八・二％から九・三四％を余儀なくされるわけであります。その抑制を図るために民主党政権が用意した新たな財源は、来年度で六十億円でしかありません。それで協会けんぽの保険料率は、平成二十四年度には一〇％を超えてしまう状況であります。このように瞬く間に二割以上も保険料負担がふえることに、不況にあえぐ中小企業の従業員、事業主の方々は耐えられるのでありましょうか。

本気で国民皆保険を守っていくならば、協会けんぽに対しても追加的に国の財源を投入すべきではありませんか。お答えをいただきたいと思えます。

次に、保険料率の上限を一〇％から一二％に引き上げることについてお聞きをいたします。

協会けんぽが一〇％を超えそうだからというなら、むしろ、財政支援して超えないようにすべきではありませんか。また、今平均七・四％の健保組合の料率の上限を一二％まで上げる必要があるんでありまじょうか。それとも、その率まで健保組合の負担を引き上げようと考えているのであります。上限を今回一二％に引き上げる理由がわかりません。明確にお答えください。

健保組合等へのツケ回しについてお聞きをいたします。

今回、後期高齢者支援金に総報酬割を導入すること、国庫補助を削減し、その分の負担を健保組合、共済組合に押しつけることになりました。

この点について、いわゆる被用者保険グループの中での合意は得られているのですか。合意なし

で一方的に多くの勤労者に負担を押しつけることになるんでありまじょうか。将来の医療保険制度の絵姿、ビジョンも示さずに、その場しのぎで取りやすいところから取るという発想では、関係者及び国民の理解も得られず、今後の日本の医療とこれを支える医療保険の崩壊につながります。直ちに撤回すべきです。明確にお答えください。

我々は、この総報酬割の導入で健保組合等に一方的に負担をツケ回しする案には断固反対をし、修正案を提出する決意であります。

なお、民主党が目指す地域保険の一元化では健保組合は存在しなくなりますが、民主党は、健保組合は不要だ、だからツケ回してもいいのだというお考えなのです。健保組合をどう位置づけていくのか、お答えください。

我々は、健保組合は、日本の医療体制、国民皆保険を担う重要な柱であり、これからもその役割はますます重要と考えております。

連立政権の政策合意、民主党マニフェストでは国民皆保険を守ると掲げておりますが、鳩山内閣のもとで行われている理念なき医療政策、マニフェスト違反だらけの厚生労働行政を見ていると、到底信じる事ができません。

年金問題でも、二年間集中的に取り組むとしながら、二年では全体の三割から四割しかできない。年金通帳をやると言って、やらない。年金保険料を事務費に充てないと言って、二千億円も充てる。歳入庁にすると言って、やらない。月七万円の最低保障年金も、当面何もやらない。医療でも、後期高齢者医療制度は先送りをして、診療報酬を引き上げと言いつつ、マイナスの引き下

げ。医療、年金という国民の関心が高い分野で、マニフェスト違反ばかりであります。

鳩山総理は平成の脱税王で、小沢幹事長は不動産王、だとしたら、長妻厚生労働大臣はマニフェスト違反の王様、違反王。民主党には王様ばかりなのであります。しかし、国民にとっては、こうした王様はすべて願ひ下げであります。一刻も早くこうした王様がいなくなるように、しっかりとただしてまいります。

以上、民主党政権では医療も国民皆保険も守ることができないことを厳しく指摘し、我々自民党は、国民の皆様が安心できる社会をつくるべく、我々がつくった国民皆保険を守り、医療の整備向上に引き続き全力で取り組んでいくことをお約束いたしました。本法律案に対する質問といたしま

す。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣長妻昭君登壇〕

○国務大臣長妻昭君 大村議員にお答えをいたします。

B型肝炎訴訟の対応方針についてお尋ねがありました。

今般、札幌地裁から、和解協議の席に着いてはどうかとの打診があったところであります。札幌地裁からの提案については、持ち帰ったところであり、今後、どのように対応するか、政府部内で総合的に検討することとしております。

次に、医療費対GDP比のOECD平均並みの引き上げについて、その具体策のお尋ねがございました。

我が国の医療費は、GDPに占める医療費の割

合では、OECD諸国の中でも低い部類に入っており、OECD並みの医療費の水準を目指していくべきものと考えております。

これまでの自民党政権で、診療報酬ではマイナスイ改定が長く続き、全国の医療現場が疲弊をしてしまいました。そこで、この政権では、平成二十二年度の診療報酬改定において、第一に、十年ぶりのネットプラス改定、第二に、診療報酬本体は、前回の四倍以上、額として五千七百億円のプラス改定を行うこととしたところであります。

今回の診療報酬改定を第一歩として、今後とも、OECD並みの医療費の水準を目指し、社会経済情勢や保険財政の状況等を踏まえつつ、適切に診療報酬改定を重ねていくことにより、国民に安心感を与える医療の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度について御質問がありました。

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方については、昨年の十一月以来、私が主宰する高齢者医療制度改革会議で検討を進めているところであります。

改革会議においては、六原則をお示ししているところでありまして、後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とすること、高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする、市町村国保の広域化につながる見直しを行うなどなどの六原則でございいます。この原則に基づき、検討を進めていただいております。

こうした中で、委員から四つの具体案も提示さ

れ、必要な財政影響試算等も行っているところであり、必要はあります。

引き続き、改革会議において、具体的な制度設計の議論を進め、ことしの夏にはその骨格を中間的な取りまとめとしてお示しをいたします。そして、本年末をめどに最終的な取りまとめを行い、来年の通常国会には法案を提出します。そして、最終的に、平成二十五年四月をめどに新たな後期高齢者医療制度にかわる制度を施行するというところとしております。

マニフェストにおいても、一期四年の中で後期高齢者医療制度を廃止することとしており、何らマニフェストに反するものではなく、引き続き、着実に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険のさらなる財政支援について御質問がありました。

今年度で期限を迎える財政基盤強化策については、国民健康保険法の附則では、医療保険制度改革の施行後における国民健康保険の運営の状況及び社会経済情勢の変化を勘案して、二十一年度末までに検討を行い、所要の措置を講ずると定められております。

今回の財政基盤強化策の検討に当たっては、第一に、平成二十年度の国民健康保険の財政収支は、一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支で見た場合、約二千四百億円の赤字であり、依然として厳しい状態であること、第二に、前期高齢者の財政調整が導入されたことなどにより、財政収支は平成十九年度よりも約一千二百億円改善していること、第三に、国の財政状況も厳しさを増していることといった事情を総合的に勘

案した結果、今回の法案では、現行の財政基盤強化策を四年間延長することとしたものであります。

協会けんぽに対する財政支援の強化についてお尋ねがありました。

一般の法案では、協会けんぽの財政再建のための特例措置の一つとして、平成四年度以降暫定的に引き下げられたままとなっていた国庫補助率を一六・四％に引き上げることとしたしました。

必要となる財源については、その半額を後期高齢者支援金への総報酬割の導入により捻出される国費で充てるとともに、残りの半額についてぎりの財源捻出を行うことで国庫負担の純増を行うこととしております。

次に、保険料率の法定上限を一〇％から一二％に引き上げる理由についてお尋ねがありました。

協会けんぽの平成二十二年保険料率は、三年間の特例措置により、引き上げ幅の圧縮を図り、九・三四％とすることとした。

しかしながら、一般の特例措置を前提とした上でも、今後の経済や医療費の動向によっては、平成二十四年度には、現在の法定上限を超える保険料率が必要となる事態も考え得るところであります。

また、健保組合の中にも、既に法定上限近くの保険料率を設定しているところがあり、現行上限のままで今後事業運営に必要な費用が賄えないことから、解散を余儀なくされる場合も懸念されます。

このため、第一に、従来の政府管掌健康保険では、経済や医療費の変動に柔軟に対応できるよ

う、保険料率のおおむね一割増しの水準で上限が設定されてきたこと、第二に、今後、さらなる経済の悪化が生じた場合においても安定的な運営が図られるようにすることから、都道府県別の保険料率幅も考慮して、法定上限を一二％に引き上げるものであります。

次に、後期高齢者支援金への総報酬割導入による国庫負担のツケ回しはやるべきではないかとお尋ねがありました。

今般、協会けんぽの国庫補助率を一六・四％に引き上げるに際しては、所要財源の半額を国費の純増で賄う一方、残りの半額については、後期高齢者支援金における総報酬割の導入により、財政力の強い保険者に追加的な負担をお願いすることと捻出される国費を充てることとしております。

今回の措置に関し、健保組合への国庫負担のツケ回しではないかとの御指摘ですが、以下三つの理由で、必ずしもツケ回しとの御指摘は当たらないと考えております。

第一に、総報酬割に伴い生じる国庫財源は、すべて協会けんぽの財政支援強化に充てること、第二に、極めて厳しい国家財政のもとで、国費についても可能な限り純増させたこと、第三に、総報酬割は、健保組合の中でも、財政力の弱い約三分の一の組合は負担減となるなど、負担能力に応じた拠出をお願いするものなどであるわけであり、また、最後に、将来の医療保険制度の一元運用に向けた改革を進める際の健康保険組合の位置づけに関するお尋ねがありました。

国民皆保険をとる我が国においては、加入する

医療保険により給付や負担に大きな差が生じないよう、給付の平等と負担の公平を図ることが重要と考えており、民主党マニフェストにも「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元運用を図る」旨掲げているところであり、

医療保険の一元運用については、必ずしも保険者の一本化という方法に限らず、保険者機能にも配慮しながら保険者間の助け合いを進めていくという方法も考えられます。したがって、今後、医療保険制度改革を進めていくに当たっては、これまで健康保険組合が健康づくりなどで積極的に保険者機能を果たしてきたという役割にも十分配慮しながら、段階的に進めていく必要があると考えております。

以上、よろしくお願いをいたします。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 私には、B型肝炎訴訟に関する御質問であります。

野党の時代にB型肝炎対策本部長をしていたところの考え方と変わりはなくという趣旨の御質問でありました。

基本的には、薬害エイズの問題や、C型肝炎の問題や、また今回のB型肝炎の問題など、原因はいろいろ違うにしても、そうした皆さん方に対してしっかりと政治が対応しなければならぬという思いは全く変わっておりません。

今回の場合は、裁判という形で原告になられた方々以外に、百万人を超すとも言われる感染の可能性のある方がおられまして、そういうことを考えますと、政策的な形も含めてしっかりと考えて

いかなければならないというのが大きな課題だと思っております。

そういった意味で、三月十二日に、札幌地裁から和解勧告に入るか否かの検討を求められているわけですが、つまりは、この中は、たしか三百人程度の原告の皆さんが対象になっていると思いますけれども、今申し上げたことは、その三百人の方だけのことでなくて、その背景になっているところをしっかりと考えなければならぬということとを申し上げているわけであります。

そういったことを含めて、裁判所からの提案については、持ち帰ったところであり、今後、どのように対応していくのか、政府部内で総合的な検討が必要だ、このように考えております。(拍手)

(国務大臣仙谷由人君登壇)

○国務大臣(仙谷由人君) 大村議員から、B型肝炎訴訟の対応方針についてお尋ねがございました。

先ほど菅副総理からも答弁がございましたが、私も、札幌地裁からの今回の提案につきまして、政府として持ち帰ったところでございますので、今後、この問題に対してどのように対応するか、政府部内で総合的、全般的に検討することになります。(拍手)

(国務大臣千葉景子君登壇)

○国務大臣(千葉景子君) 私にも、B型肝炎訴訟の対応方針についてお尋ねをいただきました。

私は、国に対する訴訟の担当部署をさせていただいている立場でございます。今般、札幌地裁からの和解協議の席に着いたらどうかということにつきましては、訴訟担当の部署といたしまして

は、政府全体として対応を検討していくという立場で、持ち帰らせていただきました。

今後、先ほどからそれぞれ答弁がございましたように、政府全体として、適切な対応をとっていくために検討してまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

出席国務大臣

財務大臣	菅直人君
総務大臣	原口一博君
法務大臣	千葉景子君
厚生労働大臣	長妻昭君
農林水産大臣	赤松広隆君
国土交通大臣	前原誠司君
国務大臣	枝野幸男君
国務大臣	亀井静香君
国務大臣	仙谷由人君
国務大臣	中井治君
国務大臣	平野博文君
出席副大臣	
厚生労働副大臣	長浜博行君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十四日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十二年一度一般会計予算

平成二十二年一度特別会計予算

平成二十二年一度政府関係機関予算

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律

平成二十二年一度における財政運営のための公債

の発行の特例等に関する法律

所得税法等の一部を改正する法律

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

一、昨二十四日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員

松田岩夫君及び同予備員木村仁君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

同予備員

第三順位 岩城光英君

一、昨二十四日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員吉田博美君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙し、同予備員加納時男君の辞任を許可した旨

の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

加納時男君

(報告書受領)

一、昨二十四日、人事院総裁江利川毅君から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十一年官

民人事交流に関する年次報告

(議席変更)

一、去る二十三日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二四〇 若井康彦君

二四一 若泉征三君

二四二 階猛君

二四三 田中康夫君

二四五 宮島大典君

二四六 古賀敬章君

辻恵君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

秋葉賢也君

佐藤勉君

森山裕君

小里泰弘君

坂本哲志君

菅原一秀君

補欠

菅原一秀君

小里泰弘君

坂本哲志君

佐藤勉君

森山裕君

秋葉賢也君

農林水産委員	津川 祥吾君	磯谷香代子君	初鹿 明博君	中林美恵子君
津川 祥吾君	伊東 良孝君	坂本 哲志君	藤田 一枝君	緒方林太郎君
金田 勝年君	保利 耕輔君	赤澤 亮正君	江田 憲司君	柿澤 未途君
磯谷香代子君	坂本 哲志君	伊東 良孝君	中林美恵子君	藤田 一枝君
赤藤 進君	津川 祥吾君	保利 耕輔君	平山 泰朗君	初鹿 明博君
赤澤 亮正君	橋慶一郎君	金田 勝年君	柿澤 未途君	江田 憲司君
橋慶一郎君	国土交通委員	石井 章君	鳩山 邦夫君	長島 忠美君
石井 章君	中島 隆利君	磯谷香代子君	永岡 桂子君	あべ 俊子君
磯谷香代子君	服部 良一君	石井 章君	あべ 俊子君	永岡 桂子君
服部 良一君	議院運営委員	津川 祥吾君	あべ 俊子君	鳩山 邦夫君
津川 祥吾君	皆吉 稲生君	福嶋健一郎君	あべ 俊子君	鳩山 邦夫君
皆吉 稲生君	小山 展弘君	津川 祥吾君	あべ 俊子君	鳩山 邦夫君
福嶋健一郎君	外務委員	末松 義規君	鳩山 邦夫君	あべ 俊子君
末松 義規君	大西 孝典君	大西 孝典君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
大西 孝典君	厚生労働委員	末松 義規君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
末松 義規君	辞任	菊田真紀子君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
菊田真紀子君	平山 泰朗君	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
平山 泰朗君	補欠	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
補欠	補欠	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
補欠	補欠	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
補欠	補欠	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
補欠	補欠	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君
補欠	補欠	平山 泰朗君	あべ 俊子君	あべ 俊子君

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

文部科学委員会 付託

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

厚生労働委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会内閣提出、本院継続審査)

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会内閣提出、本院継続審査)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外四名提出)

(議案通知書受領)

一、昨二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十二年一般会計予算

平成二十二年特別会計予算

平成二十二年政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

野生鳥獣類による農作物被害に関する質問主意書(木村太郎君提出)

児童虐待防止に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

いわゆる密約問題について外務省において保管されているはずの文書が破棄されている件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

在日米軍再編における在沖縄海兵隊要員等のグアム移転に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

視覚障害者に対する音声コードの普及に関する質問主意書(木村太郎君提出)

憲法第九条第二項の戦力と自衛隊の戦力に関する質問主意書(小泉進次郎君提出)

長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する再質問主意書(宮腰光寛君提出)

政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山内康一君提出国家公務員の退職勧告・天下り幹旋に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出直嶋経済産業大臣が青森県と六ヶ所村に対し、海外からの返還廃棄物受け入れを要請したことについての鳩山内閣

の閣内不一致に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出各在外公館の邦人保護に対する体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅尾慶一郎君提出自衛隊と日米安全保障条約についての鳩山由紀夫内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅尾慶一郎君提出外国人学校に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議及び法務省政務三役の説明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出公共事業のいわゆる「仮配分」資料漏洩事案の再発防止策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出国土交通省「国際バルク戦略港湾検討委員会」における検討の方向性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中川秀直君提出行政改革・公務員制度改革・天下り根絶に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出道州制の検討に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員江渡聡徳君提出日本時間二月二十七日

日午後、南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出教員に対する職業観に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出児童虐待防止対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出不法な臓器移植の幹旋業者に関する質問に対する答弁書

平成二十二年三月十二日提出
質問 第二五二号
国家公務員の退職勧告・天下り幹旋に関する質問主意書

提出者 山内 康一

国家公務員の退職勧告・天下り幹旋に関する質問主意書

鳩山内閣における国家公務員の退職勧告・天下り幹旋への対応について質問する。

一 仙谷大臣は、平成二十二年三月七日のテレビ番組で「退職勧奨あるいは転職勧奨は行わざるを得ない」と発言された。

1 かつて民主党は「早期退職勧奨(肩たたき)の禁止」を主張し、それを盛り込んだ法案も提出していたが、こうした考え方は改めたのか。考え方を改めたのであれば理由は何か。

2 新たな退職勧奨の仕組みを検討しているのか。この場合、どのような方向で、いつまでに検討を行うのか。

3 鳩山内閣が足立して以降、これまでに、退職勧奨(あるいは転職勧奨)を行った例はあるか。あるとすれば、それぞれの例について、

省庁名、勧奨を行った月日、勧奨を行った時点でのポスト名、勧奨に際し特別な条件を提示した場合はその内容、勧奨に応じたか否か、勧奨に応じた場合の再就職先を示された

い。

4 今後、今年八月末までに、退職勧奨(あるいは転職勧奨)を行うのか。

二 ある省の幹部官僚が、政界・官界・民間に幅広いネットワークを有する有力者を訪ね、「天下り規制が厳しくなったため、多くの省で高齢職員の滞留が生じて困っている」と訴え、その有力者を中心に、天下りの幹旋を行うNPO法人を設立するよう働きかける、といったケースが想定される。

1 このようなNPO法人が仮に設立された場合、当該NPO法人の行う天下りの幹旋は、法的に規制されるか。今国会に国家公務員法改正案が提出されているが、改正案によればどうか。また、各省の人事当局が、このNPO法人に対して水面下で人事情報を提供するなどした場合はどうか。

2 こうした官僚の働きかけが判明した場合、鳩山内閣はどう対応するか。容認するか。右質問する。

内閣衆質一七四第二五二号
平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出国家公務員の退職勧告・天下り幹旋に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十二年三月二十五日 衆議院会議録第十六号

議長 報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出国家公務員の退職勧告・天下り斡旋に関する質問に対する
答弁書

一の1、2及び4について

政府としては、平成二十一年九月二十九日の閣議における「公務員が天下りをせず定年まで勤務できる環境を整備するなど公務員制度改革を速やかに実施していくこととしております」との内閣総理大臣の発言等を踏まえ、今後、早期退職勧奨の取扱いを含め、定年まで勤務できる環境等の整備の具体的な在り方について検討することとしている。

一の3について

お尋ねの「転職勧奨」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。以下同じ。）であった者で、平成二十一年九月十六日から平成二十二年三月十二日までの間において、退職勧奨（人事の刷新、行政効率の維持・向上を図る等のため、任命権者又はその委任を受けた者によって職員本人の自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲罰行為であつて、このような懲罰を受けて退職した場合、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第四条の二の規定により記録が作成されることとなるものをいう。以下同じ。）を受けて退職したものが所属していた府省等ごとに、それぞれ①退職勧奨を行った年月日、②退職勧奨を行った時点での官職、③これらの者のうち、一

般職の国家公務員であつた者については、平成二十二年三月十二日までに国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条の二十三第一項又は第六十六条の二十四第一項若しくは第二項の規定により再就職先の届出を行い、再就職した場合に、特別職の国家公務員であつた者については、再就職を行い、各府省等において再就職状況を公表した場合又は公表を予定している場合に、その再就職先及び④退職勧奨に際し特別な条件を提示した場合はその内容を示すと、以下のとおりである。

なお、これらの場合において、退職勧奨が拒否された事例は存在しない。また、社会保険庁を退職した者については、同庁の廃止に伴う分限免職を回避するために退職勧奨を行ったものである。

- 内閣官房
①平成二十一年十二月十日 ②内閣官房内閣審議官
①平成二十二年一月七日 ②内閣官房副長官補
①平成二十二年一月七日 ②内閣法制局長官人事院
①平成二十二年一月八日 ②事務総長
①平成二十二年一月八日 ②職員福祉局長警察庁
①平成二十一年十一月四日 ②警察庁生活安全局長
①平成二十一年十一月四日 ②警察庁交通局長
①平成二十一年十一月四日 ②警視総監

- ①平成二十二年一月二十七日 ②警察大学校附属警察情報通信学校長
①平成二十二年一月二十七日 ②関東管区警察局長
①平成二十二年一月二十七日 ②中部管区警察局長
総務省
①平成二十二年一月十三日 ②総務事務次官
法務省
①平成二十一年十月六日 ②熊谷区検察庁副検事
①平成二十一年十月十四日 ②秋田地方検察庁検事正
③弁護士法人ベガサス
①平成二十一年十月十五日 ②徳島地方検察庁検事正
③岡崎公証人合同役場
①平成二十一年十二月四日 ②京都府検察庁副検事
①平成二十一年十二月七日 ②佐賀区検察庁副検事
①平成二十一年十二月七日 ②中部地方更生保護委員会委員
①平成二十一年十二月七日 ②近畿地方更生保護委員会委員
①平成二十一年十二月十四日 ②福岡高等検察庁検事長
①平成二十一年十二月二十八日 ②神戸地方検察庁検事正
①平成二十一年十二月二十八日 ②奈良地方検察庁検事正
①平成二十一年十二月二十八日 ②高知地方検察庁検事正

- ①平成二十二年一月五日 ②新潟地方検察庁検事正
①平成二十二年一月六日 ②前橋地方検察庁検事正
外務省
①平成二十一年十二月二十一日 ②大臣官房会計課長
文部科学省
①平成二十一年十二月三十一日 ②大臣官房付
①平成二十二年二月十二日 ②大臣官房厚生労働省
①平成二十一年十一月三十日 ②兵庫社会保険事務局次長
①平成二十一年十二月二日 ②神奈川社会保険事務局次長
③神奈川県医療従事者健康保険組合
①平成二十一年十二月九日 ②福岡社会保険事務局次長
③福岡県国民年金基金
①平成二十一年十二月十日 ②宮城社会保険事務局次長
①平成二十一年十二月十日 ②東京社会保険事務局運営部長
①平成二十一年十二月十日 ②神奈川社会保険事務局局長
①平成二十一年十二月十一日 ②社会保険庁総務部総務課社会保険監察室長
①平成二十一年十二月十一日 ②社会保険庁総務部職員課長
③東京実業健康保険組合
①平成二十一年十二月十一日 ②社会保険業務センター副所長

①平成二十一年十二月十一日 ②社会保険業務センター記録管理部長 ③社会保険診療報酬支払基金 ①平成二十一年十二月十一日 ②宮城社会保険事務局局長 ③財団法人船員保険会 ①平成二十一年十二月十一日 ②福島社会保険事務局局長 ①平成二十一年十二月十一日 ②東京社会保険事務局総務部長 ①平成二十一年十二月十一日 ②岐阜社会保険事務局局長 ①平成二十一年十二月十五日 ②社会保険庁長官 ①平成二十一年十二月十五日 ②愛知社会保険事務局局長 農林水産省 ①平成二十一年十二月三十一日 ②生産局付国土交通省 ①平成二十一年十二月三十一日 ②観光庁長官 防衛省 ①平成二十一年十月二日 ②中央即応集団司令官 ③三菱商事株式会社 ①平成二十一年十月二日 ②警務隊長 ①平成二十一年十月二日 ②陸上自衛隊中央業務支援隊長兼市ヶ谷駐屯地司令 ①平成二十一年十月二日 ②陸上自衛隊高射学校長兼下志津駐屯地司令 ③日本工機株式会社 ①平成二十一年十月二日 ②陸上自衛隊通信学校長兼久里浜駐屯地司令 ③富士通株式会社	①平成二十一年十月二日 ②陸上自衛隊小平学校副校長 ③東京三八五流通株式会社 ①平成二十一年十月二日 ②陸上自衛隊化学学校長兼大宮駐屯地司令 ③帝国繊維株式会社 ①平成二十一年十月五日 ②海上自衛隊警務隊司令 ④一階級上位の階級に昇任(退職手当等には反映されない。以下同じ。) ①平成二十一年十月十三日 ②航空医学実験隊司令 ③全国ワクチン株式会社 ①平成二十一年十月十三日 ②航空自衛隊幹部学校副校長 ①平成二十一年十月十九日 ②防衛研究所研究部第四研究室長 ③東京海上日動火災保険株式会社 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十月十九日 ②航空教育隊副司令 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十月十九日 ②航空自衛隊幹部学校主任教官 ③株式会社日本航空インターナショナル ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十月十九日 ②航空自衛隊幹部学校研究部長 ③日本ビクター株式会社 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十月十九日 ②航空自衛隊補給本部監察官 ③株式会社ドッドウエルビー・エム・エス ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十月二十一日 ②海上自衛隊第一術科学校長 ③ダイキン工業株式会社 ①平成二十一年十一月四日 ②防衛大学校教授 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②統合幕僚学校教育課長 ④一階級上位の階級に昇任	①平成二十一年十一月四日 ②札幌駐屯地業務隊長 ③東京海上日動火災保険株式会社 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②帯広駐屯地業務隊長 ③株式会社データ・キーピング・サービス ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②霞ヶ浦駐屯地業務隊長 ③修親刊行事務局 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②西部方面後方支援隊副隊長 ③ニッポロ物流サービス株式会社 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②北熊本駐屯地業務隊長 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②陸上自衛隊幹部学校主任教官 ③東京海上日動火災保険株式会社 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②陸上自衛隊幹部候補生学校副校長兼企画室長 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②陸上自衛隊通信学校副校長兼企画室長 ③株式会社東芝 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②陸上自衛隊武器学校副校長兼企画室長 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②陸上自衛隊東北補給処総務部長 ③三井住友海上火災保険株式会社 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②陸上自衛隊東東補給処松戸支処長 ③株式会社メルコーポレーション ④一階級上位の階級に昇任	①平成二十一年十一月四日 ②自衛艦隊司令部幕僚長 ①平成二十一年十一月四日 ②鹿屋航空基地隊司令 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②海洋業務群司令 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②徳島教育航空群司令 ③原子力安全・保安院 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②海上自衛隊幹部学校教育部長 ③学校法人海陽学園 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②自衛隊指揮通信システム隊司令 ③株式会社日立製作所 ④一階級上位の階級に昇任 ①平成二十一年十一月四日 ②近畿中部防衛局調達部長 ④一階級上位の階級に昇任 会計検査院 ①平成二十一年十月三十日 ②事務総局次長 また、特定地方警務官(警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして、警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則(平成十九年国家公安委員会規則第二十七号)で定める者をいう。)については以下のとおりである。 ①平成二十一年十二月四日 ②福岡県警察本部生活安全部長
---	--	---	--

- ①平成二十一年十二月二十三日 ②京都府警察本部総務部長
- ①平成二十一年十二月二十三日 ②京都府警察本部交通部長
- ①平成二十一年十二月二十三日 ②京都府五条警察署長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁交通部長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁地域部長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁公安部参事官
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁警察学校長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁麻布警察署長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁赤坂警察署長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁新宿警察署長
- ①平成二十二年一月十二日 ②警視庁小松川警察署長
- ①平成二十二年一月二十一日 ②千葉県警察本部総務部長
- ①平成二十二年一月二十一日 ②千葉県警察本部生活安全部長
- ①平成二十二年一月二十一日 ②千葉県警察本部交通部長
- なお、本府省の課長・企画官相当職以上の者であつて、平成二十一年九月十六日から平成二十

十二年三月十二日までの間に退職勧奨を受け、同日までに退職していないもの及び本府省の課長・企画官相当職未満(地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職未満を含む)の者であつて、平成二十一年九月十六日から平成二十二年三月十二日までの間に退職勧奨を受けたものについては、当該職員のプライバシーに係る事柄であり、また、これを公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、退職勧奨を行った年月日、退職勧奨を行った時点での官職及び再就職先をお答えすることは差し控えたい。

二の1について

お尋ねの「NPO法人の行う天下りの幹旋」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員法第六六条の二に規定する再就職あつせんの規制は、一般職の国家公務員である職員が営利企業等に対して当該営利企業等の地位に就かせることを目的として行う他の職員若しくは特定独立行政法人の役員(以下「役職員」という。)又は役職員であつた者に関する情報提供や地位の要求等の行為を禁止しているものである。これは、今国会に提出している国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後の国家公務員法においても同様である。

二の2について

国家公務員法に規定する調査の手續を経て同法第六六条の二の規定に違反する行為が行われた事実が明らかとなつた場合には、懲戒処分等により厳正に対処することとなる。

平成二十二年三月十二日提出
質問 第二五三三号
直嶋経済産業大臣が青森県と六ヶ所村に対し、海外からの返還廃棄物受け入れを要請したことについての鳩山内閣の閣内不一致に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

直嶋経済産業大臣が青森県と六ヶ所村に対し、海外からの返還廃棄物受け入れを要請したことについての鳩山内閣の閣内不一致に関する質問主意書

去る三月一日、石田資源エネルギー庁長官が、

青森県と六ヶ所村に対し、仏国から返還される使用済み核燃料の金属片などを含むTRU(超ウラン)廃棄物や、英国から返還される低レベル放射性廃棄物をガラス固化体に振り替えて搬入させる計画を、受け入れるよう要請した。続いて三月六日には直嶋経済産業大臣が青森県知事及び六ヶ所村長と会談し、受け入れを要請した。

これに対し、三月十日、社民党青森県連をはじめとする核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会が、青森県に対し、抗議文や申入書を提出した。

従つて、次の事項について質問する。

なお、これまで、私は昨年十一月三十日に「原子力政策に関する質問主意書」、本年一月二十二日に「鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問主意書」を、更に三月四日に「原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問主意書」を提出したが、それらに対する鳩山内閣からの答弁書は、具体的且つ明確に

答えておらず、特に反原発・反核燃の主張や行動を続けている連立政権内の社民党や民主党所属の国会議員に関する答弁は、逃げていた内容であった。よつて、次の一五に対する答弁は具体的且つ明確に答えていただきたい。

一 原子力エネルギー政策は国策であり、国が青森県や六ヶ所村に協力をお願い(要請)をしている立場ではないのか。

二 一に関連し、連立を組んでいる社民党の動き(抗議や申し入れ)を、鳩山内閣はどのように捉えているのか。国から要請を受けている青森県や六ヶ所村に、社民党の動きが向けられていることをどう認識するか。

三 一及び二に関連し、社民党の動きは、社民党も参画している鳩山内閣で受けるべきではないか。また、直嶋経済産業大臣は、青森県民・六ヶ所村民にオープンな形で、福島社民党党首、そして社民党県連と会談すべきではないか。

四 核燃料廃棄物処理をはじめとする原子力エネルギー政策について、国民にオープンな形で、連立政権内での不一致を認め、原子力政策を推進するかどうか。内閣として統一した考えを閣議決定すべきではないか。

五 青森県に抗議文や申し入れをした際、社民党青森県連代表は地元紙を通じ「青森県を最終処分地としない確約を文書で確認すべき」と主張している。このこと自体、鳩山内閣、つまり国と文書で確認すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一七四第二五三号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出直嶋経済産業大臣が青森県と六ヶ所村に対し、海外からの返還廃棄物受け入れを要請したことについての鳩山内閣の閣内不一致に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出直嶋経済産業大臣が青森県と六ヶ所村に対し、海外からの返還廃棄物受け入れを要請したことについての鳩山内閣の閣内不一致に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問に対する答弁書
(平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三〇号)一、三、四及び六から八までについて等でお答えしているとおり、原子力は、エネルギーの安定供給のみならず、低炭素社会の実現に不可欠であると考えており、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、核燃料サイクルを含む原子力の利用を着実に推進していくことが、内閣としての一致した方針である。

原子力政策の推進に当たっては、御指摘の青森県及び六ヶ所村を含め、地元との理解と協力が不可欠であることから、政府としても、その理解と信頼の獲得に努めているところであり、ま

た、必要に応じて地元地方公共団体に対して原子力施設の立地等に係る要請等を行っているところである。

なお、政党の意見の申入れ等の相手先については、当該政党自身が判断すべきものと考えているが、政府に対して意見の申入れ等があった場合には、政府として適切に対応する考えである。

五について

お尋ねの趣旨が、社会民主党青森県連合が政府との間で御指摘の「青森県を最終処分地としない確約」を文書で確認すべきではないか、ということであれば、政党の意見の申入れ等の相手先や内容については、当該政党自身が判断すべきものと考えている。

平成二十二年三月十二日提出
質 問 第 二 五 四 号

各在外公館の邦人保護に対する体制に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

各在外公館の邦人保護に対する体制に関する質問主意書

我が国の在外公館における邦人保護に対する体制に関し、「政府答弁書一」(内閣衆質一六八第二五四号)及び「政府答弁書二」(内閣衆質一六八第三五〇号)を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、全百九十六の我が国の在外公館は、土日祝日に開館し、業務を行っているか、行っていないのなら、それは国際化が

進み、海外渡航をする邦人が増えている現状を鑑みる時、適切な対応ではなく、館員でローテーションを組み、土日祝日に業務に当たった館員には代休を取らせるなどの方策で、在外公館の領事業務については邦人保護の観点から休館日を設けずに、三百六十五日対応できる体制をとるべきではないのかと問うたところ、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では、それぞれ「我が国在外公館では、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に準拠し、かつ同法に規定されている行政機関の休日のうち、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日について、来館者等の利便性等も考慮しつつ、在外公館所在国・地域の祝休日及び我が国の祝休日の中から、行政機関の休日に関する法律にて規定されている日数の範囲内で休館日を設定している。いずれにせよ、在外公館の休館時においては、邦人保護及び行政サービスの観点から、在外邦人の緊急の要請に適切に対応できる体制を整備している。」「外務省では、在外公館の休館時においても、邦人保護及び行政サービスの観点から、それぞれの在外公館の人員体制及び現地事情に応じて在外邦人等の緊急の要請に対応できる体制を敷いてきていることから、現時点で領事業務について休館日を設けずに業務を行うことは考えていない。」との答弁がなされている。右答弁にある、休館日を設けながら、在外邦人の緊急要請に対応できる体制とは具体的にどの様なものか、説明されたい。

二 鳩山由紀夫内閣としても、在外公館の領事業務について休館日を設けることなく、三百六十五日対応できる体制をとる考えはないのか。右質問する。

内閣衆質一七四第二五四号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出各在外公館の邦人保護に対する体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出各在外公館の邦人保護に対する体制に関する質問に対する答弁書

一について

外務省では、在外公館の休館日を含む閉館時においても、邦人保護の観点から、在外邦人等からの緊急要請に適切に対応できるよう、それぞれの在外公館の人員体制及び現地事情に及び、緊急電話連絡に応答し、必要に応じて在外公館員等が支援に当たる体制を敷いてきている。

二について

御指摘については、休館日を設けることなく開館した場合の交代要員の確保、及びその場合に来訪者が集中する可能性等を含め、行政コストと国民のニーズとを勘案し検討していく考えである。

平成二十二年三月十二日提出
質問 第二五五号

ビザなし交流船への入港税課税問題に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ビザなし交流船への入港税課税問題に関する
質問主意書

本年三月十一日付の新聞報道によると、日ロ間で毎年行われているビザなし交流に関し、同月十日、ロシアのサハリン州ユジノサハリンスクで行われた、ビザなし交流の日ロ実施団体の代表者間協議(以下、「協議」という。)において、ロシア側より、日本船に入港税の納付を求める要請がなされたとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 「協議」に政府職員は出席していたか。出席していたのなら、その者の官職氏名を全て明らかにされたい。

二 前文で触れた新聞報道の内容は事実か。「協議」の場合において、入港税の話が出て、我が国側に納付の要請がなされたというのは事実か。

三 昨年十二月十一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七三第一七五号)では、「御指摘の問題については、平成二十一年十二月四日現在、ロシア連邦政府からは提起されていない。」と、昨年十二月の時点で、入港税についてロシア政府側から正式な要請はなされていないと答弁されている。右につき、現時点で同国政府より正式な要請はなされているか。

四 二と三で、その様な要請がロシア政府より正式になされているのなら、また、同国政府による正式な要請ではないとしても、「協議」の場合においてその様な話が出たのなら、外務省として早期に何らかの対策をとる必要があると考えるが、同省として今後どの様な対応をとる考えであるのか説明されたい。

る正式な要請ではないとしても、「協議」の場合においてその様な話が出たのなら、外務省として早期に何らかの対策をとる必要があると考えるが、同省として今後どの様な対応をとる考えであるのか説明されたい。

内閣衆質一七四第二五五号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対する

答弁書

一 について

御指摘の「協議」には、外務省から渡邊修介在ユジノサハリンスク総領事、在ユジノサハリンスク総領事館員一名及び事務官一名並びに内閣府の事務官一名が出席した。

二 について

御指摘の点については、御指摘の「協議」において要請はなされていない。

三及び四について

政府としては、御指摘の点について、ロシア連邦政府内においてどのような調整がなされているのか承知していないが、四島交流が従来どおりの形で継続されることを期待している。

仮にロシア側が、四島交流の実施に当たり、御指摘の点を含め、北方領土においてロシア連邦の法令が適用されるべきとの主張を行うようなことがあれば、北方領土問題に関する我が国の法的立場にかんがみ、受け入れることは困難である。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二五六号

自衛隊と日米安全保障条約についての鳩山由紀夫内閣の統一見解に関する質問主意書

提出者 浅尾慶一郎

自衛隊と日米安全保障条約についての鳩山由紀夫内閣の統一見解に関する質問主意書

米国海兵隊普天間基地の移設問題は、地元沖縄はもちろん、我が国全体にとっても安全保障政策や外交政策遂行の上で重要な問題であり、この問題に内閣が一致結束して対処することは国政の円滑な運営において最重要な課題の一つである。しかるに、そもそも自衛隊並びに日米安全保障条約が合憲か違憲か、あるいはその判断が出来るか否かについて閣内で意見が分かれています。

平成二十二年三月十日の衆議院内閣委員会で、私が「官房長官は日米安保は合憲だ」という理解です。」と確認したところ、平野官房長官は「先生のおっしゃるとおりです。」と答弁された。

一方、私が「先日、自衛隊は違憲か合憲か決めているということでありましたが、日米安全保障条約はその解釈でいうとどちらになるんでしょうか。」と確認したことに対して、福島内閣府特命

担当大臣は「それについては触れていないということ。」と答弁され、日米安全保障条約が合憲とは明言されなかった。

右を踏まえ、次の事項について質問する。

一 鳩山内閣の統一見解では自衛隊は合憲か。

二 鳩山内閣の統一見解では日米安全保障条約は合憲か。

右質問する。

内閣衆質一七四第二五六号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅尾慶一郎君提出自衛隊と日米安全保障条約についての鳩山由紀夫内閣の統一見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅尾慶一郎君提出自衛隊と日米安全保障条約についての鳩山由紀夫内閣の統一見解に関する質問に対する答弁書

一 について

憲法第九条は、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は、憲法上認められるものである。

二 について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)に基づき我が国が負っている義務は、憲法の範囲内のものである。

平成二十二年三月十五日提出
質 問 第 二 五 七 号

外国人学校に関する質問主意書

提出者 浅尾慶一郎

外国人学校に関する質問主意書

日本国憲法第八十九条では「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定められ、私立学校が国から受けている監督は「公の支配」にあたりないとすれば、私学助成は日本国憲法第八十九条に違反していることとなる。

そこで、私学助成の合憲性が問題となるが、昭和二十四年二月に出された法務府法務調査意見局長官見解では、「憲法第八十九条にいう『公の支配』に属しない事業とは、国または地方公共団体の機関がこれに対して決定的な支配力をもたない事業を意味し、その事業の「構成、人事、内容および財務等について、公の機関から具体的に発言、指導、または検証されることなく事業者が自らこれを行うものをいう」としており、政府の見解では、私立学校は「公の支配」に属し、これに対する公費からの助成も日本国憲法第八十九条に反しないとしている。なお、構造改革特別区域法に定める、学校設置会社（株式会社）や、学校設置非営利法人（特定非営利活動法人）に対しては、助成は行われない。

右を踏まえ、次の事項について質問する。
一 朝鮮学校やアメリカンスクール等の外国人学校は「公の支配」に属するのか。

二 もし外国人学校が「公の支配」に属するとすると、どのような理由に基づくのか。

三 構造改革特別区域法に定める、学校設置会社（株式会社）や、学校設置非営利法人（特定非営利活動法人）は「公の支配」に属するのか。

四 外国人学校が外国から助成を受けていても「公の支配」に属すると解釈すると、当該校は二重の「公の支配」を受けることになるが、鳩山内閣として二重支配を許容するのか。
右質問する。

内閣衆質一七四第二五七号
平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅尾慶一郎君提出外国人学校に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員浅尾慶一郎君提出外国人学校に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「外国人学校」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条又は第六十四条第四項に規定する法人（以下「学校法人等」という。）が設置した教育施設であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）（第百三十四条第一項に規定する各種学校として認可されたもの）に対する公費の助成に関しては、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法

（昭和五十年法律第六十一号）による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員の解職勧告等の規定の適用があり、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下に置かれる教育の事業は、憲法第八十九条にいう「公の支配」に属すると解される。

一方、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社及び同法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人については、私立学校法及び私立学校振興助成法の監督規定が適用されないことから、学校法人等と同程度に国又は地方公共団体の監督を受けるものではない。
四について

御指摘の「二重支配」の意味するところが明らかではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十二年三月十五日提出
質 問 第 二 五 八 号

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問主意書

検察庁による情報のリーク（以下、「リーク」という。）に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針であるか、また聴取に応じた人物が

どのようなことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどのような供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどのように推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関（以下、「マスコミ」という。）に流すことと定義する。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第一九二号）、「前々回答弁書」（内閣衆質一七四第二一七号）を踏まえ、再度質問する。

一 鳩山由紀夫内閣として「リーク」はないと考える根拠は何かとこれまで累次に渡り問うているが、「前々回答弁書」では「法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、御指摘の『政府答弁書二』（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号）及び『政府答弁書三』（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）を作成した際、検察当局から直接話を聞くのではなく、その作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させている。」と、検察庁内の関係部局、特に東京地方検察庁特別捜査部、大阪地方検察庁特別捜査部に対しては直接話を聞いていないことが明らかにされている。前回質問主意書で、当方はまさに右二つの特捜部における「リーク」の実態を問うているのに、千葉景子法務大臣はじめ法務省政務三役として、なぜ当事者である東京地検特捜部、大阪地検特捜部に直接話を聞かないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、法務大臣、法務

副大臣及び法務大臣政務官が、御指摘の「政府答弁書二」(平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号)及び「政府答弁書三」(平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号)を作成する際、法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)により検察に関することを所管する法務省刑事局から必要かつ十分な情報を提出させたためである。」との答弁がなされている。では法務省刑事局は、検察庁、特に東京地検特捜部、大阪地検特捜部の検察官が、実際に「マスコミ」とどの様に接しているか、ある刑事事件に関する情報をどの様に管理しているか等、両特捜部の捜査の実態を正確に把握しているのか。

二 「前々回答弁書」で「一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、例えば、検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、必要に応じ抗議するなど、適宜適切に対処している」との答弁がなされていることに關し、前回質問主意書で、右答弁には「検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報道する」とあるが、検察当局がある特定の事件について、いつ、どここの関係箇所を捜索する予定であるかという情報は、一般に検察当局しか知り得ないものではないのかと問うたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。検察当局がある特定の事件につい

て、いつ、どここの関係箇所を捜索する予定であるかという情報は、検察当局のみが知り得るものであり、検察当局の他に知り得る者は誰もいないと承知するが、右の認識に間違いはないか。千葉大臣の確認を再度求める。

三 「前々回答弁書」に「必要に応じて抗議するなど、適宜適切に対処している」とあることにつき、前回質問主意書で、右の対応の中に例えば検察当局が「マスコミ」に対し、同当局の庁舎内に立ち入ることをはじめ、検察官に接触することを一切禁じる措置を講じるといった、つまり検察当局への出入りを禁止するという対応は含まれているかと問うたところ、「前回答弁書」では「捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、必要に応じ適宜適切に対処しているものと承知しているが、その対処の中には、当該取材や報道等を行った報道機関の取材に対応しない場合もあるものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁には「報道機関の取材に対応しない」とあるが、右には具体的にどの様な事例があるか。例えば検察当局の庁舎内に立ち入ることを禁じる、更には電話での問い合わせにも一切応じない等、具体的にどの様な方策をもって「報道機関の取材に対応しない」のか、幾つか具体例を挙げ、明確に説明されたい。

四 新聞報道によると、本年三月十三日、枝野幸男行政刷新大臣は神戸市内で講演した際、「検察の捜査手法には最近問題がある」と思っている。捜査のあり方はきちっと検証し、なおかつ捜査のあり方を規制する法をつくるのは国会なので、刑事訴訟法をはじめしっかりと間違いない制度にしていかなきゃならない」と述べたとのことであるが、右の枝野大臣の発言は、具体的に検察当局によるどの様な捜査のあり方についての様な問題があるという趣旨であるのか、詳細に説明されたい。

五 枝野大臣は、「リーク」につきどの様な見解を有しているのか説明されたい。

内閣衆質一七四第二五八号
平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する第三回質問に対する答弁書

二 について

御指摘の「実際に「マスコミ」とどの様に接しているか」、「ある刑事事件に関する情報をどの様に管理しているか」及び「捜査の実態を正確に把握しているのか」の意義が必ずしも明らかでないが、一般論として、法務省刑事局は、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基

づく質問に対する答弁を作成する際、検察当局から適宜報告を受けるなど、その作成に必要な十分な情報を把握している。

二 について
報道機関各社は、取材活動に基づいて得た様々な情報を、各社の判断において記事にしているものと承知しているが、各社の判断の根拠も承知していない以上、答弁することは差し控える。

三 について
お尋ねの「報道機関の取材に対応しない場合」について、検察当局においては、特に定まった規定等があるわけではなく、取材の申込みに対し、これに応じないこととするなど、適宜適切に対処しているものと承知している。

四 について
御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

五 について
政府としては、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を行ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二五九号

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議及び法務省政務三役の説明に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議及び法務省政務三役の説明に関する質問
主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質に女性秘書 恫喝 十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という。)を週刊朝日の山口一臣編集長に出している。また「抗議文」に關し、週刊朝日二月十九日発売号の二十一頁から二十三頁にかけて、「暴走検察の果て 東京地検の『抗議』に抗議する」との見出しの、「抗議文」に対して上杉氏が抗議する内容の論文(以下、「上杉論文二」という。)が掲載されている。

まず「抗議文」には、

① 当該検事が、押収品の返却名目で『女性秘書』(以下「供述人」という。)をだまして呼び出した(二十二頁三段目、二十四頁二段目)。

② 供述人が子供を迎えに行く必要があるの一旦帰るか、あるいは家族に連絡させてほしいと言ったのに、当該検事がこれを許さなかったため、供述人はパニック状態に陥り、手が震え、過呼吸状態に陥った(二十二頁二段目、二十三頁四段目、五段目)。

③ 供述人が「せめて夫に電話させてほしい」と何百回も繰り返し哀願した結果、夫への電話が認められた(二十三頁五段目、二十四頁一

段目)。

などとする全く虚偽の事実が記載されている。」

と、東京地方検察庁特別捜査部の民野健治検事が、石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、「上杉論文」に書かれてある様な対応をとった事実はない旨述べ、更に右の①から③に關し、実際はどの様な対応をとったのかについて、

① 当該検事は、供述人に対し、『何点か確認したいことがある』旨を告げて来庁を依頼した。

② 夕刻、供述人から、子供の迎えもあるので帰りたい旨申出があったので、当該検事が、『家族の誰かに代わりに迎えに行ってもらうことはできませんか』と尋ねたところ、供述人が夫に電話をかけ、その結果、子供の迎える都合が付いたことから事情聴取が続けられたものであり、その際、供述人が子供の迎えだけは行かせてほしい旨発言したり、取り乱したりしたことはない。

③ 事情聴取中、供述人から、家族や事務所に連絡したい旨の申出が何度もあったが、当該検事がこれを拒絶したことはなく、供述人は、その都度連絡を取った。当該検事は、本件事情聴取中、終始、冷静かつ丁寧に対応しており、『恫喝』、『監禁』、『拷問的』などと評されるような言動は一切とっていない。」との説明がなされ、右につき「上杉論文二」においては、

① について

「民野検事が『何点か確認したいことがある』

と言ったのは事実であるが、正確には『押収品の返却の他に、何点か確認したいことがある』と発言している。それに対して、女性秘書は『押収品の返却ですね』と三回も聞き直したにもかかわらず、結局、それはウソだった。

また、(来庁を依頼したとあるが、それもまったく違う。『午後一時四十五分に来てください』と有無を言わず『出頭』の時刻を指定して呼び出している。だからこそ押収品の返却だと信じた女性秘書は、コートも羽織らず、ランチバッグひとつで検察庁に出かけたのだ。)

② について

「検事が『家族の誰かに代わりに行ってもらうことはできませんか』と尋ねたことになってるが真相は真逆だ。それは母親からの依頼である。

しかも、繰り返しの哀願でようやくかかるとのことできた夫への電話も、その時点で保育園への迎えの都合はついていない。だから、それによって聴取が続けられたというのも虚偽である。しかも、夫は仕事で迎えに行けず、女性秘書の別の親族が迎えに行っている。夫への電話で子どものお迎えの都合がつかなくなったことで、この瞬間、この若い母親はパニック状態に陥り、手が震え、過呼吸症候群に陥ったのだ。」

③ について

「これもまったくの虚偽であり、悪質極まる。

騙し聴取の始まった十三時四十五分直後から女性秘書は繰り返し外部への連絡を求めているが、民野検事はことごとく拒否している。初めて外部と連絡が取れたのは、先述した夫への電話で、窓の外が暗くなった夕刻である。抗議書にはなぜか記述がないが、繰り返し要請した弁護士への連絡も、解放直前の二十二時半になって初めて許されている。

そしてその電話によって、長時間拘束されていることを知った弁護士が、東京地検へ電話をし、女性秘書の解放につながったのだ。

また、『終始、冷静かつ丁寧に対応』したとあるが、それも真つ赤なウソである。

夕刻、無言の女性秘書に対して、『本当のことを言わないから、帰れないんだよ!』と声を荒げ始めている。女性秘書が大きな声を出さないようにお願いするが、まったく聞く耳を持たなかった。密室で初対面の男性と二人きり、しかも相手は圧倒的に立場の強い検事である。その人物から怒鳴りあげられたこの時の彼女の恐怖心はいかばかりだっただろう。結局終始、民野検事は大声をあげ、女性秘書に向かって怒鳴り続けた。

『いいんだよ!』とにかく、本当のことを言え!いいんだよ!』

こうしたことが、女性秘書に精神的苦痛を与え、ショック状態に至らしめたことは想像に難くない。」

との反論がなされている。

右と「政府答弁書二」(内閣衆質一七四第一九七号)、「政府答弁書二」(内閣衆質一七四第一五一

号)及び「政府答弁書三」(内閣衆質一七四第九七号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書三」及び「政府答弁書二」で千葉景子法務大臣は「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」、「『石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いている』との御指摘は当たらない」と、「上杉論文二」及び「上杉論文三」により、国民が検察当局に対して疑問、不信感を抱いていることはないと答弁をしている。しかし、右の二つの論文は、検察当局が立場の弱い者を脅し挙げ、無理矢理自白に持ち込み、自分達に有利な状況を作り出そうとする姿を描いているものであり、例えば昨年八月の第四十五回衆議院議員総選挙において、当方は約四十三万の票を獲得し当選したが、当方の支持者の多くは、被疑者のみならず、将来参考人や証人となる人物に対して強圧的、脅迫的な取調べをする、または、報道機関に捜査上知り得た情報を流し、世論を誘導する等の検察当局の手法に大きな疑問を抱いている。先の質問主意書で、右に触れ、法務省政務三役は、一般国民が「上杉論文二」及び「上杉論文三」を読んでも、何ら検察当局による捜査の手法に疑問を抱くことはないと考えているのかと問うたところ、「政府答弁書二」では「特定の週刊誌の記事が個々の読者に与える影響については、政府としてお答えすべき立場にない。」との答弁がなされている。しかし法務省

政務三役が、右で指摘している様に、「政府答弁書三」及び「政府答弁書二」において、「上杉論文二」及び「上杉論文三」により、東京地検特捜部の事情聴取のあり方について国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いているとの当方の指摘は当たらないと述べている。右は、「特定の週刊誌の記事が個々の読者に与える影響」について、政府として答えたことに他ならないのではないかと。法務省政務三役は、なぜこの様な矛盾した答弁をするのか。

二 これまで累次に渡り指摘しているが、東京地検は、「上杉論文二」に対して「抗議文」を出し、明確な抗議をしているものの、「上杉論文三」に対しては何の抗議もしていない。「政府答弁書二」では当初の抗議で十分と考えられる場合もある」とされているが、先の質問主意書で、法務省政務三役が、東京地検の対応としては「抗議文」を出すだけで十分であり、「上杉論文二」に対する反論をする必要はないと考えている根拠は何かと問うたところ、「政府答弁書二」では「一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しており、当該記事の内容や捜査・公判の遂行に対する支障の有無等にかんがみ、同一の事柄について複数の記事が掲載されたとしても、当初の抗議で十分と考えられる場合もあるものと承知しているが、個別具体的事件における検察当局の対応の根拠については、

捜査・公判の具体的内容にかかわる事柄であるので、答弁は差し控える。」との答弁がなされている。法務省政務三役として、「上杉論文二」が出されてから、東京地検が何の反論もしないことが妥当であるとする根拠を示すことを拒否するのなら、いくら当初の抗議で十分と考えられる」と述べたところで、また、いくら「政府答弁書三」及び「政府答弁書二」で「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」、「『石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いている』との御指摘は当たらない」と述べたところで、国民に対して、何の説得力もなく、東京地検、ひいては検察当局に対する国民の信頼は得られないのではないかと。法務省政務三役の見解如何。

三 法務省政務三役として、東京地検に対し、「上杉論文二」に対する「抗議文」同様、「上杉論文三」に対しても明確な反論をする様、指示する考えはあるか。

四 三で、法務省政務三役として、その様な指示をする考えがないのなら、それは法務省政務三役としても、「上杉論文二」にある様に、民野検事が実際には嘘をついて石川代議士の女性秘書を呼び出したこと、同秘書が自身の家族はじめ外部と連絡を取ることをなかなか許さなかったこと、また同秘書に対して「本当のことを言わないから、帰れないんだよ」、「いいんだよ!」とにかく、本当のことを言えはいんだよ!」等と、大声を出し、怒鳴りあげ、精神的

ショックを与えたことは事実であった、または、少なくともその様な事実があったことはないと明確に否定はできないと認識していると理解して良いか。確認を求める。

五 「上杉論文二」及び「上杉論文三」において、その事情聴取の違法性、非人道性を指摘されている、検察当局、東京地検は、紛れもない政府機関であり、政府の一部を成す組織である。そうであるのにも関わらず、それらについて指摘した「上杉論文二」及び「上杉論文三」に対して、「政府答弁書三」等で法務省政務三役が「個々の週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁することは差し控える」とだけ答弁し、政府の一部である東京地検において行われたことについての説明を一切拒むことは、やはり法務省政務三役としての職務怠慢であり、国民に対する説明責任を拒んでいることに他ならないのではないかと。例えばそれが「個々の週刊誌の記事の内容」に関するものであっても、政府について書かれたものであるのなら、政府として然るべき説明をするべきではないのか。右質問する。

内閣衆質一七四第二五九号

平成二十二年三月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議及び法務省政務三役の説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議及び法務省政務三役の説明に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十二年三月二日内閣衆質一七四第一五一号)三については、特定の週刊誌の記事が個々の読者に与える影響について答弁したのではなく、先の質問主意書(平成二十二年二月十九日提出質問第一五一号)において「石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信感が渦巻いている」と指摘されている点について、御指摘は当たらないものと考えている旨を答弁したものであり、先の答弁書(平成二十二年三月十二日内閣衆質一七四第一九七号)二についてと矛盾するものではない。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十二年三月十二日内閣衆質一七四第一九七号)六について述べたとおりであり、御指摘の各答弁につき、「国民に対し、何の説得力もなく、東京地検、ひいては検察当局に対する国民の信頼は得られないもの」とは考えていない。

三及び四について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、お答えを差し控えるが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄

である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じ、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知しており、御指摘のように、政務三役において、東京地方検察庁に対し、特定の週刊誌の記事について「明確な反論をする様、指示する」とは考えていない。

五について

個々の週刊誌の記事の内容を前提とした捜査機関の活動内容についての質問にお答えすることは、裁判所に予断を与えることなどから差し控えているところである。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二六〇号

子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問主意書

提出者 木村 太郎

子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問主意書

自由民主党は、去る二月二十二日青森県にて「ふるさと対話」を開き、広く国民の声を聞いたところ、民主党政権による政策の急進な変更や重要な予算の廃止等により現場では大混乱が起き、様々な問題が生じていることが判明した。従って、次の事項について質問する。

一 農山漁村における長期宿泊体験活動を推進するため平成二十年度から農林水産省・文部科学省・総務省の三省連携により実施されてきた「子ども農山漁村交流プロジェクト」が平成二十

二年度予算において、大幅に縮減されようとしている。同プロジェクトは、過疎化・高齢化が進む農山漁村の活性化や宿泊体験活動を通じての教育的効果が期待されているものである。今回の予算削減は「都市と地方の共生・対流」の機会を奪い、地域活性化・地方再生を著しく後退させることになるが、政府の見解はどのようなものか。

二 予算の大幅削減により、同プロジェクトにおける活動内容がこれまでより制限される部分があると考えますが、具体的に事業内容をどのように変更していくのか。農林水産省・文部科学省・総務省の各省別に具体的に示されたい。

内閣衆質一七四第二六〇号
平成二十二年三月二十三日

衆議院議員 横路 孝弘殿
衆議院議員 鳩山由紀夫

衆議院議員木村太郎君提出子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出子ども農山漁村交流プロジェクトに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、行政刷新会議の事業仕分けの「評価結果を踏まえ、平成二十年度予算編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直す」とした「予算編成の基本方針」(平成二十一年十

二月十五日閣議決定)に沿って、予算の縮減を図ったものであるが、小学生による農山漁村での宿泊体験活動の推進を引き続き図るため、効率的かつ効果的な事業の実施の観点から必要な見直しを行い、小学校が行う当該活動や当該活動の受入地域の体制整備等の推進に必要な予算を計上したところである。

二について

お尋ねの「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携の下、より効果的かつ効果的に事業を実施する観点から、平成二十二年において、農林水産省については、支援の対象となる受入地域の重点化等を行うこととし、文部科学省については、小学校が行う農山漁村での宿泊体験活動に対する支援について、これまで同省の調査研究事業として実施していたものを、都道府県及び政令指定都市が実施する事業に対する補助事業として実施することとし、総務省については、教育委員会を含む地方公共団体への情報提供等を、都市部や実績の少ない団体を中心に行っていくこととしている。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二六一号

公共事業のいわゆる「仮配分」資料漏洩事案の再発防止策に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

公共事業のいわゆる「仮配分」資料漏洩事案の再発防止策に関する質問主意書
今般、平成二十二年公共事業のいわゆる「仮

配分」資料が民主党組織を通じ、県庁等に漏洩した事実については、国会において内閣として遺憾の意を答弁され、再発防止するとされたところである。ついては、再発防止に向けた取り組みについて、以下四項目にわたり質問する。

一 当該資料が内閣から民主党に渡された際に、資料の取り扱いについての説明が不十分であったとのことであるが、このことについて、内閣は民主党に何を具体的に説明し、何が不十分とされたのか、うかがう。

二 資料の漏洩は、民主党組織を通じて生じたものであることから、内閣として法的には別人格である民主党に対し、遺憾の意を伝えられるべきと思料するが、いづどのような形で正式に内閣として伝えたのか、うかがう。

三 平成二十二年度は、国の直轄維持事業の地方負担金が全廃とならなかったため、この時点での「仮配分」にて事業費の上積みがあったとの答弁だが、平成二十三年以降はこのような事態が生じないことから、「仮配分」は必要ないのではないかと思料するが、いかがか。

四 今後、この種の資料を立法院に公表するより以前に特定政党にのみ配付することはないとの答弁について再度確認するが、いかがか。

内閣衆質一七四第二六二号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出公共事業のいわゆる「仮配分」資料漏洩事案の再発防止策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員橋慶一郎君提出公共事業のいわゆる「仮配分」資料漏洩事案の再発防止策に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省から民主党に対し、御指摘の「仮配分」に関する検討状況を説明した際に、「仮配分」に係る情報が民主党から地方公共団体等提供されることがないよう伝えるべきであったにもかかわらず、その趣旨が民主党に十分伝わらなかったことについて、相互の意思疎通が不十分であったものと考えている。

二について

御指摘の「仮配分」に係る新聞報道が本年一月末にあつた後、国土交通省から民主党に対し、極めて遺憾である旨を伝えたところである。

三及び四について

国の直轄事業を実施していく上で、各事業に関する事業費の見直し等について、事業費の一部を負担していた、地方公共団体との間で十分な意思疎通を図るとともに、事業に関する透明性の向上を図ることは重要であると考えており、そのための具体的な取組については、関係情報の取扱いを含めて、今後十分に検討した上で、適切に対処していきたいと考えている。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二六二号

国土交通省「国際バルク戦略港湾検討委員会」における検討の方向性に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

国土交通省「国際バルク戦略港湾検討委員会」における検討の方向性に関する質問主意書

国土交通省では、昨年末に「国際バルク戦略港湾検討委員会」を設け、大型船による国際バルク貨物の一括大量輸送の拠点となる港湾の「選択」と「集中」により、物資の安価かつ安定的な輸送を実現するため、対象とする品目を選定した上で、選択する港湾についての、評価項目、評価基準の作成等の検討を行っているところである。ついては、その検討の方向性について、以下四項目にわたり質問する。

一 対象品目として想定されているものは何か。
二 バルク貨物の場合は、コンテナ貨物と異なり、荷主が特定されるケースが多いことから、港湾の選択に当たっては荷主の立地状況が重要な評価要素となるものと思うが、いかがか。
三 品目毎・港湾毎に、該当する荷主の意向を反映させるとともに、港湾関係者の意見を聴くべきと思うが、いかがか。

四 選択された港湾における必要なハード・ソフトの整備内容として、どのようなことを想定しているのか、うかがう。

右質問する。

内閣衆質一七四第二六二号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出国土交通省「国際バルク戦略港湾検討委員会」における検討の方向性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員橋慶一郎君提出国土交通省「国際バルク戦略港湾検討委員会」における検討の方向性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国際バルク戦略港湾検討委員会」(以下「委員会」という。)においては、現在のところ、穀物、鉄鉱石及び石炭を対象として検討を進めている。

二について

大型船による国際バルク貨物の一括大量輸送を行う港湾として「選択」と「集中」の対象とする港湾(以下「国際バルク戦略港湾」という。)の選定に当たつての評価項目、評価基準等については、御指摘の「荷主の立地状況」に関する評価の在り方を含め、今後、委員会において、我が国の産業の競争力強化という観点から検討を行うこととしている。

三について

委員会においては、一について述べた品目に係る荷主から御意見を伺つていただいているところである。また、港湾の利用者の御意見を審議に反映させるため、社団法人日本船主協会及び社団法人日本港運協会の代表者等に、委員会に御参画いただいただいているところである。

四について

お尋ねの「整備内容」については、今後、委員会において、国際バルク戦略港湾の選定に応募する港湾管理者の御提案も踏まえながら、検討を行うこととしている。

平成二十二年三月十五日提出
質 問 第 二 六 三 号

行政改革・公務員制度改革・天下り根絶に関する質問主意書

提出者 中川 秀直

行政改革・公務員制度改革・天下り根絶に関する質問主意書

行政改革・公務員制度改革・天下り根絶は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 独立行政法人のみならず、一般会計、特別会計から補助金等の国費を受けている特別民間法人、公益法人が国債を保有するのは望ましいものではない。原則として、国費をもって国債を運用している場合には全額国庫返済させるべきものとするが、政府はどのように考えるか。

また、現行法体系のもとで全額国庫返済をさせることは可能か。可能でない場合にはどのような法改正が必要か。例外として保有を認められる場合があるとするばどのような場合か。

二 福田内閣時の「独立行政法人通則法改正案」にあった独立行政法人の役職員が密接関係法人等（営利企業等のうち資本関係、取引関係等において非特定独立法と密接な関係を有するもの）に対して行うあつせんを原則禁止する等の「非特定独立法の役職員の再就職規制」条項を、今回の政府提出法案から削除した理由は何か。天下り根絶という観点から、同条項を復活させる法案修正を国会で行うべきであると考えが政府はどう考えるか。同条項を復活させる修正について政府が反対する場合にはその理由は何か。

三 国に現物納付される独立行政法人国立印刷局

の市ヶ谷センターについての国の売却方針はどのようなものか。政府の判断として、内閣衛星情報センターや防衛省に隣接していることから、民間に売却してマンションなどが建つと情報管理上も好ましくないとの観点から、国が保有し続けることはあるか。その場合、近隣には高層マンションの建設が認められるにも関わらず、市ヶ谷センターの敷地の民間活用が認められない理由を明示されたい。三月十日の衆議院内閣委員会において菅直人財務大臣は、国に現物納付される市ヶ谷センターについて「民間的なものが望ましいのか、ある場合には、逆に、民間的なものが望ましいところがあればそういうものと振り替えて、そういう対応がいいのか。ここはひとつの活用の方としては、大いに透明な形で議論する必要があると考えます」と発言されている。菅財務大臣が売却と並立して例示しているのは、国の施設のいずれかを市ヶ谷センターの敷地に移転させ、結果として国が同敷地を保有し続けることを示唆しているのか。

四 三月十日の衆議院内閣委員会において、今後、独立行政法人国立印刷局を国の機関化して、同職員を国家公務員に戻し、同職員の給与を上げることはないという理解で良いかとの問いに対して、「趣旨としてはその通り」と回答されたところである。独立行政法人国立印刷局を国の機関化して、同職員を国家公務員に戻し、同職員の給与を上げることはないとするのは政府の方針か。

五 三月十日の衆議院内閣委員会において、枝野国務大臣は天下り根絶について、「法令上ある

いは「政府の方針としての公式」の天下りについては「法令に違反して省庁の幹旋により再就職をするということとした上で、これはわが政権として考えております広い意味での天下りを許さないという範囲」とは異なることを説明されている。法令上の公式見解としての天下りを越える部分で、政権として禁止する「広い意味での天下り」とはどのようなものか。定義を示し、具体的事例を列記して頂きたい。

また、このような「広い意味での天下り」を法令上禁止しない理由は何か。さらに、枝野国務大臣は「現行の制度」で対応できない場合には、「政府としての関与・ガバナンスを強めること」で天下りを許さないとしているが、関与・ガバナンスを強めることを口実に国の機関化して、政府の任命によりポストが確保されることにながるのではないか。

六 本年二月二十六日の「天下り・渡りに関する質問主意書」に対する政府答弁書の中で、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融支援機構、地方公共団体金融機構、日本政策金融公庫（国民生活部門・中小企業部門・農林水産部門・国際金融部門）、国際協力機構（有償資金協力部門・有償資金協力部門以外）及びその前身の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者（職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者、国家公務員としての職務が一時的であった者及び国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第八十二号）第十九条第四項等の規定に基づき退職手当を支給

されていない者を除く）の氏名（生年月日、最終官職）及び任期が示され、これにより、同一省庁出身者による固定的・指定的な役員ポストの人事が明らかにされた。このうち、日本開発銀行総裁・日本政策投資銀行総裁の流れをくむ株式会社日本政策投資銀行の役員ポストの人事、日本輸出銀行・国際協力銀行総裁の流れをくむ株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行の役員ポストの人事、国民金融公庫・国民生活金融公庫総裁の流れをくむ株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部の役員ポストの人事のそれぞれに、三月十日の衆議院内閣委員会において枝野国務大臣は、鳩山政権として同一の役所からの就任を認めない、また、他の役所とのたすき掛けのな人事も認めないかとの問いに対して、行政刷新の立場から、「指摘のような問題が生じないことを目標にしていきたい」と述べられた。これは、政府の方針として、政策金融機関の役員ポストについて、同一省庁からの固定的・指定的なポストの人事は認めない、他省庁とのたすき掛けのな人事を認めないことを意味しているのか。

七 三月十日の衆議院内閣委員会における答弁で、枝野国務大臣は、「公務員給与体系の見直しについて、民間企業においてはある程度の年齢になるとそれよりも昇進する人以外は給料は上がらずにむしろ下がっていく、あるいは子会社に出向する場合には給料は下がっていくということが常識であるが、公務員の場合には残念ながらそうではない」と旨を述べ、給与が下がること、給与が上がらないことを含む公務員給与体系のゼロベースでの抜本的見直しを行う

としてゐる。枝野国務大臣が指摘した民間企業の常識に基づき、ある一定の年齢になると公務員の給与が下がること、給与が上がらない公務員給与体系にすることは政府の方針か。前政権時代には平成二十二年中に給与体系見直しを行うことになっていたが、現政権はいつ給与体系見直しを行うのか。また、前内閣が閣議決定した「工程表」は、効力を失ったのか。

八 国家公務員の早期退職勧奨について、民主党が平成十九年五月九日に衆議院に提出したいいわゆる「天下り根絶法案」では「早期退職勧奨慣行の禁止」としていたが、現政権はこの方針を撤回したのか。また、本年三月十日の衆議院内閣委員会における枝野国務大臣の答弁では、公務員制度の抜本的改革の中で退職金積み増しによる早期退職勧奨は、一定の年齢に達した場合に昇進しなければ昇給しない制度を取り入れる際には考慮に入れてもいいと発言されている。政府の方針として、退職金積み増しによる早期退職勧奨は、一定の年齢に達した場合には昇進しなければ昇給しない制度を取り入れる給与法改正が前提条件であると考えるか。

九 政府は、一定の年齢に達した場合には昇進しなければ昇給しない制度を取り入れる給与法改正案をいつまでに国会に提出するのか。

十 国家公務員制度改革基本法第十一条第二項の「総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣官房が新たに担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣官房に移管するものとする」とにおける「その他の国の行政機関」の中には「財務省の給与共済課」も含ま

み、財務省の給与共済課を内閣人事局に統合させるべきと考えるが政府の見解はどうか。

十一 国家戦略局について、仙谷大臣は三月七日のテレビ番組(サンデープロジェクト)で、「実質的には総理の下に担当大臣、形式的には(内閣法)上官房長官の下にせざるを得ない」という説明をしていたが、これは政府の見解か。内閣府設置法では「特命担当大臣」が位置づけられており、官房長官は挟まないで、内閣法に「国家戦略担当大臣」を規定し、また、麻生内閣が提出した法案のように「総理の直属」ということを明確に規定すればよいものと考えますが、そのようにしなかった理由は何か。また、国家戦略担当大臣を規定する法改正についての政府の見解は如何か。

十二 鳩山総理が施政方針演説でいうところの「裏下り」を法的に規制するために、本年二月十九日閣議決定の国家公務員法等改正案で具体的にどのような行為規制を追加したのか。

十三 昨年十一月の日本損害保険協会副会長の人事について質問する。

1 政府は当該人事を「裏下り」と認定するか。

2 当該人事は「裏下り」か否かの調査は行ったか。

3 調査を行わなかった場合には、現行制度でも総理には調査権限がある中で、調査を行わなかった理由は何か。

4 調査を行った場合には誰がどの省庁の誰に對してどのような権限で確認したのか。当該省庁の書類などを押収して調査したのか。どのような理由で「裏下り」ではないと判断したのか。

5 今回提出された政府法案の監視適正化委員会の調査権限は現行制度と同様である。この権限では「裏下り」の規制に対して限界があり、刑事罰を導入すべきであると考えますが、今回の政府提出法案に刑事罰が入っていない理由は何か。

十四 公務員制度改革については、与野党が協議を尽くして国民的合意形成を図るべきであり、特に、与野党合意で成立した公務員制度改革基本法を政府・与党だけで一方的に改正すべきでないと考えますが、政府の見解は如何か。

十五 政府提出の国家公務員法等改正案では、同一職制の中で、次官から部長などに事実上の「降格」となった場合の給与に関する規定がない。政府は、例えば、次官から部長級に降格となり収入減となるような人事も法制上の制限はなく、不当な不利益処分だとして訴えられる訴訟リスクはないと考えるか。その意見については、人事院も同意見か。

十六 政府提出の国家公務員法等改正案が成立した場合、例えば、有能な民間人を局長に抜擢しようとしたとき、局長および部長級のポスト・定員に欠員がない場合には、部長から課長級への降格ができないために、結果として、当該抜擢人事ができなくなるのではないかと。課長級への降格なしに抜擢人事が可能であるとすれば、限られた局長・部長級のポストと定員との関係でなぜ可能なのか明らかにされた。

十七 なぜ、副大臣、政務官の増員を国会審議活性化法案で行おうとするのか。政治主導確立法案で行うべきではないか。

十八 国家公務員法等改正案附則第九条第一項で

は、事務次官廃止の検討に期限はない。同じ附則第九条第二項は期限を切つて労働基本権に関する法制上の措置については三年以内の期限が設定されているのと対照的である。法案を修正して、附則第九条第二項同様、期限を切つて、事務次官廃止を検討すべきであると考えますが、政府の見解を問う。

内閣衆質一七四第二六三号
平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員中川秀直君提出行政改革・公務員制度改革・天下り根絶に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中川秀直君提出行政改革・公務員制度改革・天下り根絶に関する質問に對する答弁書

一について

御指摘の法人の中には、多額の国債を資産として保有するものがあるが、法人の業務運営上必要な資金として保有し運用しているものもあり、その全額を国庫返納できるものではない。一方、本年四月下旬と五月下旬に実施する予定の事業仕分けでは、独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業について、予算面にとどまらず、事業の必要性、有効性、効率性、緊要性や、誰が事業を実施する主体として適当かといったことについて検証を行うこととしており、将来にわたり業務を確実に実施

する上で必要がなくなつたと認められる国債を含む基金等で国の補助金等に係るものについては国庫返納を行わせてまいりたい。

公益法人及び特別の法律により設立される民間法人の保有する国債で国の補助金等に係るものが不要となつた場合には、補助金等相当額を補助金交付要綱等に基づき国庫へ返納させることは可能である。独立行政法人については、現行法上も、中期目標期間中における積立金を国債で運用している場合には、中期目標期間の最終年度において、独立行政法人の個別法の規定に基づき国庫に納付させることが可能な場合もあるが、今般、不要な財産（国債を含む）のうち、政府の出資又は支出を財源とするものを、遅滞なく国庫に納付することを義務付けることとすべく、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（以下「独法通則法改正法案」という。）を今国会に提出したところである。

二について

独立行政法人の在り方については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成二十一年十二月二十五日閣議決定。以下「独法見直し」という。）等を踏まえた抜本的な見直しの中で、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から、関連法人等との間の資金や人の流れについても検証し、必要な措置を講ずることとしていることから、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役職員の再就職規制に関しては、今国会に提出している独法通則法改正法案では措置していないところであり、御指摘のような修正を行うことは考えていない。

三について

独立行政法人国立印刷局の市ヶ谷センターについては、今国会に提出している独法通則法改正法案により独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）が改正された後、国に現物納付される予定であり、その処理方針については、現時点では政府として決定していない。

四について

独立行政法人国立印刷局については、独法見直しに基づき、国自らが直接実施することが真に必要な事務・事業は、徹底した効率化を図つた上で、国の行政機関に移管できないか等の視点も含め、様々な観点から抜本的な見直しを行うこととしている。

五について

お尋ねの「広い意味での天下り」については、一般的に定義されているものではなく、個別に精査して対処する必要があることから、法令により一律に禁止するような規制を設けることは適当でないが、府省庁のあつせんの有無にかかわらず、特定の民間企業、団体等との癒着や行政の無駄などの原因となるような公務員の再就職については、国民からの厳しい批判があるものと認識しており、こうした国民の厳しい批判にこたえるとともに、行政の無駄をなくすため、現内閣においては、天下りのあつせんの根絶を図るとともに、例えば、府省庁によるあつせんの事実の確認されていないものの、事実上の天下りあつせん慣行があるのではないかとこの疑念を抱かせるような退職した公務員の再就職についても、厳格な監視を行い、国民の疑念を解消する必要があると考えている。

また、お尋ねの「関与・ガバナンスを強めることを口実に国の機関化して、政府の任命によりポストが確保されることにつながる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、独立行政法人の長の任命について各府省の大臣が積極的に関与することを通じて、公務員の再就職についても適正化を図ることとしているものである。

六について

お尋ねの機関のポストについては、主務大臣が適材適所の人事を行うべきものであると考えており、その際、識見及び能力を有しないにもかかわらず特定の府省庁を退職した公務員であるという理由のみによつて同一府省庁出身者が何代にもわたつて当該ポストを占めるような問題が生じないよう、適切に対処してまいりたい。

七から九までについて

定年まで勤務できる環境の整備については、平成二十一年九月二十九日の閣議における「公務員が天下りをせず定年まで勤務できる環境を整備するなど公務員制度改革を速やかに実施していくこととしております」等との内閣総理大臣の発言を踏まえ、今後、早期退職勧奨の取扱いを含め、その具体的な在り方について検討することとしており、当該環境の整備に際しては、国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号。以下「基本法」という。）第十条第三号八に基づき、高年齢である職員の給与の抑制を可能とする制度等について検討することとされている。

また、公務員制度改革の進め方については、

平成二十二年二月十九日の国家公務員制度改革推進本部において、公務員制度改革の第一歩として、内閣人事局を設置し、幹部職員人事の一元管理を実現すること等を内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律案（以下「国公法等改正法案」という。）を決定するに当たり、今後、これに続く改革として、公務における適切なマネージメントを強化する観点から、使用者機関の在り方を含む公務員の労働基本権の在り方についての検討を進めるとともに、独立行政法人や公益法人の改革も視野に入れた、定年まで勤務できる環境の整備を進めるなど、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を加速していく必要がある、このため、新たに設置する内閣人事局において、政治主導により、更に強力に改革の具体化を進めていくこととされたところであり、現在これに沿つて取り組んでいるところである。

十について

基本法第十一条第二号では「総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関して担っている機能について、内閣官房が新たに担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣官房に移管する」とあるが、具体的な機能の移管の範囲については、公務員の労働基本権の在り方を含む公務員制度の抜本的な改革の中で、今後検討していくこととしている。

十一について

御指摘の「麻生内閣が提出した法案」及び「国家戦略担当大臣を規定する法改正」が何を指すかが必ずしも明らかではないが、政府の政策決

定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(以下「政治主導確立法案」という。)においては、国家戦略局を、その所掌事務の重要性にかんがみ、内閣官房長官の統轄の下で内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整の任に当たっている内閣官房の内部組織として設置することとしたものである。

また、昨年九月来置かれている国家戦略担当大臣は、内閣総理大臣からその担当を命ぜられた内閣法(昭和二十二年法律第五号)第三条第二項に規定する大臣であり、政治主導確立法案の成立によってその位置付けが変わるものではない。国家戦略局の設置後に国家戦略担当大臣が置かれている場合には、国家戦略担当大臣は、国家戦略局に対して法律上の指揮命令権を有するものではないが、その担当を命ぜられた事務について大臣としての指導性を発揮することとなると考えられる。

御指摘の仙谷大臣の説明は、これらを踏まえて行われたものと認識している。

十二について
今国会に提出している国公法等改正法案には、御指摘のような規制の追加は含まれていないが、例えば、府省庁によるあつせんの実実は確認されていないものの、事実上の天下りあつせん慣行があるのではないかとこの疑念を抱かせるような退職した公務員の再就職についても、厳格な監視を行い、国民の疑念を解消する必要があると考えている。

十三について
お尋ねの「裏下り」については、衆議院議員山

内康一君提出裏下りの定義に関する質問に対する答弁書(平成二十二年二月十二日内閣衆質一七四第六九号)一及び二について述べたとおりであり、御指摘のような認定及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三章第八節第二款の規定に基づく調査は行っていないが、事実関係の確認は行っているところである。今国会に提出している国公法等改正法案により、中立公正の立場で独立して職権を行使する第三者機関である再就職等監視・適正化委員会を新たに設置することとしていることから、再就職等規制に違反する疑いのある個別事案についての精査は、国家公務員法の定める手続に従い、同委員会において進める必要があると考えている。また、現行の国家公務員法では、再就職等規制違反の疑いがあると思料される事案の調査については、証人喚問、書類の提出要求、調査対象職員勤務する場所における物件検査等を行うことができることとされ、当該調査の実効性を確保するため、証人喚問を受け虚偽の陳述をする等の調査を妨げる行為について、同法第一百十條に刑事罰が規定されているものと承知している。

十四について
基本法が国会での修正を経て成立したものであることは承知しているが、国公法等改正法案において基本法を改正することとしているのは、国公法等改正法案により措置されるもの以外の法制上の措置は、公務員の労働基本権の在り方を含む公務員制度の抜本的な改革の中で検討することが適当と考え、基本法の施行後三年

以内を目途として講ずることとする必要があると判断したこと等によるものである。なお、国会における審議の進め方については、基本的に国会でお決めた、たくべきものと考えている。

十五について
国公法等改正法案においては、適材適所の人事を柔軟に行えるようにするため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる官職、同法第二十一条に規定する局長及びこれに準ずる官職並びに同項に規定する部長及びこれに準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなすこととしており、これらの官職の間の異動を転任としていいるところである。

国公法等改正法案の規定に基づく幹部職員の転任については、給与の減額を伴う場合もあり得るが、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条の二の規定に基づき、転任後の官職に応じて定められる号俸に給与が決定される結果であり、基本的に不当な不利益処分には該当しないものと考えている。なお、訴訟は職員の意思により提起されるものであり、その可能性の有無について政府としてお答えする立場にない。

これらについては、人事院としても同様の考えである。

十六について
国公法等改正法案においては、適材適所の人事を柔軟に行えるようにするため、国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこ

れに準ずる官職、同法第二十一条第一項に規定する局長及びこれに準ずる官職並びに同項に規定する部長及びこれに準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するものとみなすこととしており、これにより、転任により異動させることができる官職の範囲が広がることになる。

また、その範囲の中においても、定年退職する職員や再就職のあつせんを受けることなく退職する職員が見込まれるところである。

こうしたことを踏まえれば、人事運用上の工夫により抜てき人事を行うことは可能であると考えている。

十七について

御指摘の副大臣及び大臣政務官の増員は、国会審議の活性化を図る観点から、現在、与党において検討中のものであると承知しており、政府としては、政府の政策決定過程における政治主導の確立のために必要となる政府内の組織の新設を主な内容とするものとして政治主導確立法案を提出したものであつて、御指摘は当たらないものと考えている。

十八について

お尋ねの事務次官その他の幹部職員の位置付け及び役割について検討するものとする規定としている国公法等改正法案附則第九条第一項については、各府省のガバナンスの在り方の議論等と併せて、国公法等改正法案において創設された幹部職員の任用に関する制度の法施行後の運用状況を踏まえる必要があることから、このような規定とされているところである。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二六四号

道州制の検討に関する再質問主意書

提出者 秋葉 賢也

道州制の検討に関する再質問主意書

平成二十二年二月二十二日提出の道州制の検討に関する質問主意書(質問第一五八号)に対する答弁書(内閣衆質一七四第一五八号)に基づき、地方自治体の在り方についての見解を再度質問する。

一 「二の二について」でお答えの通り、「全国を三百程度の基礎自治体に再編し、国と基礎自治体の二層の行政システムにする」ことは平成二十一年七月に発表された民主党のマニフェストには記載されていない。しかし民主党分権調査会は、平成二十年九月十六日付けの「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」と題する資料の基本理念の項において、「地方分権国家の母体を、道州のような広域自治体ではなく、住民に一番身近な基礎自治体とし、全国を三百程度の基礎自治体で構成する」と明記している。その後、当該分権案は微修正が加えられた上、民主党「次の内閣」で平成二十一年四月二十二日に了承されている。

1 当該分権案の考え方は、現在の政府に引き継がれているものと受け取って良いか。
2 当該分権案によると、当面は自主的な合併を促しながら基礎自治体を強化させ、最終的には都道府県を廃して、国と基礎自治体の二層制に移行させる方針と見られるが、相違ないか。

3 自民党は平成二十九年(二〇一七年)までに

道州制に移行することを目標に取り組んできた。先の答弁書によれば、現政権は工程表を策定するつもりはないという。自主的な合併を促すというやり方では工程表はむしろ作ることができないとも言えるが、地方の自主性に委ねたやり方で、現実に自活力のある基礎自治体への移行が進むとお考えか。

4 いわゆる「平成の大合併」の結果、平成二十一年度末の時点で市町村数は千七百三十となる見込みで、平成十年度末から合併が相当進んでいる。一方、総務省が三月五日に発表した報告書では、合併による主な問題点・課題として以下の四点を挙げている。すなわち、①周辺部の旧市町村の活力喪失、②住民の声が届きにくくなっている、③住民サービスの低下、④旧市町村地域の伝統・文化・歴史的な地名などの喪失、である。三百程度の基礎自治体で、住民に密着した行政サービスを行うには限界があると考えるが、この報告を受けてもなお、基礎自治体を三百程度にまで減らして国と基礎自治体の二層の仕組みへ移行するという方針を堅持するのか。方針を転換するのであれば、新たな方針を具体的にお示しいただきたい。

二 三月十一日の衆議院総務委員会では原口大臣は私の質疑に対し、「道州制についてのお尋ねでございしますが、これも射程に入れて、一緒にその絵をかくていこう」「地域主権戦略大綱のところぐらいの工程では、その後に道州のあるべき姿というのが国、地方協議の上で出てくるのではないか、いや、出すべきだ、こうかんがえておるところでございします。」「地域主権戦略の

工程表の中に「国の出先機関の改革と都道府県の見直し、あるいは広域連合、道州制」ということはしっかり入れ込んでいきたい。」「電子政府化と、出先機関の仕分けと、今おっしゃる広域行政あるいは道州制というものをパッケージにしたものを、この二十二年度の夏ぐらいにはしっかりと提示できるようにしたい。」「と答弁しておられる。先の答弁書との整合性が取れていないと見受けられるが、政府としての見解をうかがいたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第二六四号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出道州制の検討に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出道州制の検討に関する再質問に対する答弁書

一の1、2及び4について

先の答弁書(平成二十二年三月二日内閣衆質一七四第一五八号)三についてでお答えしたとおり、政府としては、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていくことが必要であると考えている。
こうした考えの下、政府としては、先の答弁

書二の2についてでお答えしたとおり、基礎自治体の在り方については、今後、地域主権改革を推進する中で検討することとしており、現時点において、「地方分権国家の母体を、道州のような広域自治体ではなく、住民に一番身近な基礎自治体とし、全国を三百程度の基礎自治体で構成する」、「基礎自治体を三百程度にまで減らして国と基礎自治体の二層の仕組みへ移行する」といった方針は決定していない。また、御指摘の「当該分権案」の内容については、政府としてお答えする立場にない。

一の3について

市町村が基礎自治体としての役割を適切に果たすためには、市町村合併による行財政基盤の強化、周辺市町村間での広域連携など、市町村が地域の実情に応じてその課題に適切に対処できるようにするための多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすることが重要であると認識している。政府としては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができるようにすることにより、活気に満ちた地域社会をつくることが可能となるものと考えている。

二について

御指摘の衆議院総務委員会における原口国務大臣の答弁は、地域の自主的判断に基づく自治体間連携等についても、今後の地域主権改革の推進のための課題や工程表等を明らかにするものとして、本年夏を目途に策定を予定している「地域主権戦略大綱(仮称)」の検討過程において、射程に入れて検討していくとの趣旨を述べ

たものであり、御指摘のように「先の答弁書との整合性が取れていない」ということはないものと考えている。

平成二十二年三月十五日提出
質問 第二六五号

日本時間二月二十七日午後南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する再質問主意書

提出者 江渡 聡徳

日本時間二月二十七日午後南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する再質問主意書
平成二十二年三月三日提出の「日本時間二月二十七日午後南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問主意書」に対する、平成二十二年三月十二日の答弁書（内閣衆質一七四第一九五号）に基づき、再質問する。

一 答弁書によると「我が国に到達する津波の高さは一メートルから三メートル程度となる可能性がある旨報告があったのが同月二十八日八時十五分頃である」とあるが、このような津波による被害が予想された状況であったことにかんがみ、次の事項について質問する。

1 答弁書によると「二十八日九時三分に緊急参集チームの協議を開始し」とあるが、この協議に、中井防災担当大臣をはじめ、大島副大臣、泉大臣政務官の出席があったのか、お教えいただきたい。

2 直接の担当大臣である中井防災担当大臣の登庁時間について、日本への一番早い津波到達予測時刻（二十八日十三時頃）に対し、登庁が同日十二時十五分頃であることは、到達予測時刻の約四十五分前であり、この間に十分な情報の分析、対策を講じられたのか疑問である。中井防災担当大臣の登庁時間の根拠、及び防災、危機管理に対する見解を問う。

3 今回のチリ沿岸巨大地震による日本への津波の影響により多大なる被害が予測され、被害状況によっては自衛隊の救助活動も予想された状況にあつては、防衛省の最高責任者である北澤防衛大臣が登庁し、直接指揮をとるべきではなかったか。北澤防衛大臣の危機管理に対する見解を問う。また、二十七日十六時過ぎに「早急に地震に関する情報を収集し、救助等の措置が必要となった場合には直ちに対応できる態勢を整えるべき」旨、総理から指示が出た後の、北澤防衛大臣並びに長島大臣政務官、楠田大臣政務官の所在、及び登庁しなかった根拠を問う。

二 先の質問主意書の問題四における「しかしながら、この緊急時を考えれば、記者会見等においての総理の服装が背広であったことは、災害に対する危機感、気構えが感じられない。つねづね国民の『命を守りたい』と言う総理は、自ら防災服を着用し、官邸対策室において緊急事態に備えるべきではなかったか。以上のことを踏まえ、今回の災害に対する鳩山総理の見解を求める」について、総理の回答が示されていない。再度、回答を求める。

三 三月十三日二十一時四十六分頃、及び同月十

四日十七時八分頃、福島県沖を震源とする地震が発生した。世界有数の地震国である我が国において、地震及び地震による津波の影響による被害に対し、迅速な初動対処体制の確立が必要であり、答弁書に書かれていた「市町村の指示どおりに避難した者が少なかった」とあるが、事実、避難指示対象人口は約百六十八万人で、その内、避難を確認した住民は約六万三千人（三・八パーセント）であつた。一八九六年、及び一九三三年の二度にわたって三陸地震によって津波で被災しているにもかかわらず、地域住民の災害に対する認識が薄れてきているのではないか。政府の見解を問う。

四 以上を踏まえ、総理が中心となり、全府省の政務三役が率先して災害に対する危機感を広く国民に促し、また、危機管理の迅速な初動対処体制によって、国民に安心感を与えるべきではないか。しかしながら、今回のチリ地震における危機管理に対し、総理及び関係府省の政務三役の登庁時間等をはじめとした行動に「国民の生命、財産を守る」という自覚と責任が欠如していたのではないか。鳩山総理の見解を問う。右質問する。

内閣衆質一七四第二六五号
平成二十二年三月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員江渡聡徳君提出日本時間二月二十七日午後南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江渡聡徳君提出日本時間二月二十七日午後南米チリで発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一の1について

中井内閣府特命担当大臣（防災）、大島内閣府副大臣及び泉内閣府大臣政務官は、内閣総理大臣官邸へ登庁後、緊急参集チーム協議に出席している。

一の2について

中井内閣府特命担当大臣（防災）は、災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、政府一体となって防災対策の推進に万全を期することが重要であるとの認識の下、内閣総理大臣官邸への登庁前より緊急参集チーム等と随時連絡を取り、津波の状況及び政府の対処状況について報告を受けた上で、津波の到達による被害の発生に備えて適切な体制をとる必要があると判断し、御指摘の時刻に登庁したところである。なお、大島内閣府副大臣は平成二十二年二月二十八日十一時五分頃に登庁し、泉内閣府大臣政務官は中井内閣府特命担当大臣（防災）の指示により、中部国際空港に待機の後、同日十四時五十三分頃に登庁したところである。

一の3について

防衛省において危機管理の中核を担う大臣、副大臣、大臣政務官等は、災害対応を含め、国民の生命、身体及び財産に対する被害を最小限にとどめることは、政府としての重要な責務であるとの認識の下、「緊急事態発生時における

閣僚の参集等の対応について(平成十五年十一月二十一日閣議了解)を踏まえ、休日等においても常に居所を明らかにし、緊急参集等に即応すべき態勢を確保しており、平成二十二年二月二十八日には、北澤防衛大臣の代理として指定されていた榛葉防衛副大臣が北澤防衛大臣の指示により登庁し、所要の対応をとったところである。なお、北澤防衛大臣、長島防衛大臣、官及び楠田防衛大臣政務官は適宜状況の報告を受け、緊急事態に備え必要な対応をとれる態勢をとっていた。

また、お尋ねの「所在」については、平成二十二年二月二十七日には、北澤防衛大臣が長野県、長島防衛大臣政務官が東京都、楠田防衛大臣政務官が福岡県に、同月二十八日には、長島防衛大臣政務官が東京都に、北澤防衛大臣及び楠田防衛大臣政務官が午後帰京したところである。

二について

先の答弁書(平成二十二年三月十二日内閣衆質一七四第一九五号)四についてで答えたとおり、政府としては、迅速な初動対処体制をとるとともに、地方公共団体と連携して情報の提供等の対策を講じたものと考えている。

三について

地域住民の災害に対する認識については、御指摘のような指摘があることは承知しており、先の答弁書四についてで答えたとおり、今後、避難の実態を十分に検証し、津波警報等の津波情報の確な提供や避難行動の普及啓発の在り方等について必要に応じて改善し、津波に

よる被害の軽減に努めてまいりたい。

政府としては、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成十五年十一月二十一日閣議決定)」、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」等を踏まえ、迅速な初動対処体制をとり、適切に対応したものと考えている。したがって、「国民の生命、財産を守る」という自覚と責任が欠如していたのではないかとこの御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十二年三月十五日提出
質 問 第 二 六 六 号

教員に対する職業観に関する質問主意書

提出者 馳 浩

教員に対する職業観に関する質問主意書

かつて、学校の教員は、いわゆる「聖職」であるとの位置づけがなされ、一般国民から尊敬される職業として評価されてきた。しかし今日、日教組はその「教師の倫理綱領」において、学校の教員は「聖職」と一線を画す「労働者」であると定めており、広く一般国民のなかで、学校の教員に対する統一的職業観が崩壊して形成されていないのが現状と考えられる。

そこで、次の事項について質問する。
一 政府としては、学校の教員に対して、どのような職業観をもっているのか。また期待するの

二 学校の教員の労働基本権や専門職性は認めつ

つ、教員の内面的自覚、気構え、矜持として、学校の教員は、いわゆる「聖職」であるとの認識をもつべきと考えるが如何。

三 教育の再生には、学校の教員が決定的な役割を果たすことは論をまたない。何よりも求められるのは、保護者や一般住民との信頼関係の再構築と考える。つまり、学校の教員には、高い倫理観や崇高な使命感が求められている。そこで、現在制定されている国家公務員倫理法、自衛隊員倫理法、裁判所職員倫理規則と同様に、学校の教員すなわち教育公務員に対しても倫理法さらには類例の訓令的なものが必要ではないか。度重なる、学校の教員による違法な政治活動や教員人事の介入をみるにつけ、純粋で高い倫理・使命感をもつ学校の教員を守り育てることが今ほど求められている時はないと考えるが如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第二六六号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出教員に対する職業観に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出教員に対する職業観に関する質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の「聖職」の意味するところが必ずしも明らかではないが、学校の教員が学校教育にお

いて重要な役割を担っていることは言うまでもなく、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第九条第一項の規定においても、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないとされているところである。

三について

国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)第四十三条の規定において、地方公共団体は、同法の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされており、教育公務員の職務に係る倫理の保持についても、各地方公共団体において必要に応じ適切に対応されるものと考えている。また、教員がその職務に係る倫理を保持するとともに、自己の崇高な使命を深く自覚することは重要であると認識している。

平成二十二年三月十五日提出
質 問 第 二 六 七 号

児童虐待防止対策に関する質問主意書

提出者 馳 浩

児童虐待防止対策に関する質問主意書

児童の虐待死が後を絶たない。本年一月二十四日には、東京都江戸川区の小学校一年生が両親の虐待により死亡した。この事件では、区立の支援センター、児童相談所、小学校とも、虐待事実の通報を受けながらも、相互の連携不足、他人任せ

により、死亡した児童の安全確認を行っていないかつた。

児童虐待防止法は平成十九年五月に改正され、翌年四月に施行されたが、その改正により同法第八条において、通報等があった場合、被虐待児童の安全確認措置が努力義務から法的義務に改正強化された。また、児童相談所運営指針によれば、平成十九年一月より、通告があれば、四十八時間以内に目視による安全確認をするようにと改められた。しかし現状を垣間見れば、これが遵守されていない実態が浮かび上がってくる。

そこで、次の事項について質問する。

一 政府は、同法第八条の安全確認義務の履行について、全国的に十分な履行がなされていると認識しているのか否か。

二 政府は、同法第八条の安全確認義務が十分に履行されるよう、どのような対策を立てて、十分な履行がされるようにしようとしているのか。

三 政府は、先の事件を踏まえて、関係機関の連携をどのような対策のもと実現しようとしているのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第二六七号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出児童虐待防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出児童虐待防止対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条に規定する安全確認義務が、具体的にどのように履行されているかについては把握していないが、御指摘の江戸川区の事件を踏まえ、都道府県等に対し、当該安全確認義務の適切な履行について、「虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底について」（平成二十二年一月二十六日付け雇児総発〇一二六第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、改めて周知徹底を図ったところである。

さらに、本年四月に全国の児童相談所長を対象とした会議を臨時に開催し、当該安全確認義務について周知徹底を図ってまいりたい。

三について

御指摘の江戸川区の事件については、学校並びに江戸川区及び児童相談所の情報共有が不十分であったとの報告もなされており、現在、これらの機関相互の連携を強化するための方法等について、文部科学省及び厚生労働省において検討しているところである。

また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会の設置を進めるとともに、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関の専門性の向上に向けた支援等を実施しているところであり、今後とも、こうした取組を

通じて、関係機関の連携の確保を図ってまいりたい。

平成二十二年三月十五日提出
質 問 第 二 六 八 号

不法な臓器移植の幹旋業者に関する質問主意書

提出者 馳 浩

不法な臓器移植の幹旋業者に関する質問主意書

金沢大学の医師が、臓器移植に絡んで、宛先のない紹介状を作成したことが今年発覚したが、この中で、臓器移植を望む患者側と不法な臓器幹旋業者との接触が行われている。

そこで、次の事項について質問する。

一 政府は、現在、不法な臓器移植の幹旋業者をどの程度認知しているのか。その業者の数や国籍など、さらにはその活動状況について示されたい。

二 政府は、こうした幹旋業者を認知したり、または取り締まるための、何らかの具体策を打ち出しているのか。

三 臓器移植を望む患者側とこうした幹旋業者の接触が、何故容易に生じているのか。患者側からの積極的アプローチがあるのか、幹旋業者からのアプローチなのか、病院・医師側の情報提供があるのか等、その背景・原因について、政府の認識を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第二六八号
平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出不法な臓器移植の幹旋業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出不法な臓器移植の幹旋業者に関する質問に対する答弁書

一及び三について

政府としては、臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四四号。以下「法」という。）第十一条第三項及び第十二条第一項の違反が疑われる事例について、関係機関が連携して情報収集等を行ってきているところであるが、現時点において、これらの規定に違反する事例は承知していない。

二について

厚生労働省としては、御指摘の事案を踏まえ、「無許可での臓器あつせん業が疑われる事例について」（平成二十二年二月十五日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長事務連絡）により、各都道府県、指定都市及び中核市を通じ、法第十二条第一項の違反が疑われる事例が発生した場合には、同省健康局疾病対策課臓器移植対策室に連絡するよう医療機関に対し依頼しているところであり、引き続き、関係機関と連携して情報収集等を行ってまいりたい。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための
農業改良資金助成法等の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

農業経営に関する金融上の措置の改善のため
の農業改良資金助成法等の一部を改正す
る法律

(農業改良資金助成法の一部改正)

第一条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律
第二百二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金融通法

第一条中「(当該資金の貸付けを行う融資機関
に対する当該貸付けに必要な資金を含む)の貸
付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成
を行う制度を確立し、もつて」を「の融通に関す
る措置を講ずることにより、」に改める。

第三条を次のように改める。

(公庫が行う貸付け)

第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄
振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。
は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九
年法律第五十七号)第十一条又は沖縄振興開
発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
第十九条第一項、第三項若しくは第四項若し
くは第二十一条に規定する業務のほか、次に
掲げる業務を行うことができる。

一 農業者又はその組織する団体(次号にお
いて「農業者等」という。)に対し、農業改良
資金の貸付けを行うこと。

二 農業者等に対する農業改良資金の貸付け
を行う融資機関(農業協同組合法(昭和二十
二年法律第三十二号)第十条第一項第二
号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組
合若しくは農業協同組合連合会又は銀行そ
の他の金融機関で政令で定めるものをい
う。第八条第二項において同じ。)に対し、
当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを
行うこと。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公
庫が行う同項各号の貸付けについての株式会
社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六
号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一
号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五
十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一
項第四号、第七十三条第三号及び別表第二
九号の規定の適用については、同法第十一
条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」
及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定
する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第
五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三
条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五
号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第
四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号
中「又は別表第二十二号に掲げる業務」とある
のは、「別表第二十二号に掲げる業務又は農
業改良資金融通法第三条第一項に規定する業
務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第三

第一項に規定する業務並びに第十一条第一
項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」
とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一
項に規定する業務並びに第十一条第一項第五
号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一
項中「この法律」とあるのは「この法律、農業
改良資金融通法」と、同法第七十三条第三号
中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業
改良資金融通法第三条第一項」と、同法別表
第二十九号中「又は別表第一第一号から第十
四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業
務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四
号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又
は農業改良資金融通法第三条第一項に規定す
る業務」とする。

3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫
が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興
開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、
第十九条第一項第八号、第三十二条第二項及
び第三十九条第三号の規定の適用について
は、同法第十二条の二第二項第一号及び第三
十二条第二項中「この法律」とあるのは「この
法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九
条第一項第八号中「の業務」とあるのは「の業
務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規
定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又
は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附
則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三
条第一項に規定する業務」とする。

に改め、同条第一項中「貸付金」を「前条第一項
第一号の貸付け」に、「償還期間」を「償還期限」
に、「含む」は、「を含む。第八条第一項におい
て同じ。」は、「に」、「次項」を「以下この条に、」を
超えない範囲内で政令で定める期間とする」を
「以内、据置期間は三年(特定地域資金にあつて
は、五年)以内で公庫が定める」に改め、同条第
二項を削り、同条を第四条とし、同条の次に次
の一条を加える。

(貸付けの申込み)

第五条 第三条第一項第一号の貸付けを受けよ
うとする者は、申込書に次条第一項の認定に
係る農業改良措置に関する計画を添えて、公
庫に提出しなければならない。

第六条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中
「貸付金」を「第三条第一項第一号」に改め、同条
を第六条とし、同条の前に見出しとして「貸付
資格の認定」を付し、第八条を第七条とし、同
条の次に次の一条を加える。

(融資機関が行う貸付け)

第八条 公庫が行う第三条第一項第二号の貸付
けは、無利子とし、その償還期限は十三年以
内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

2 第四条から前条までの規定は、融資機関が
行う第三条第一項第二号の農業改良資金の貸
付けについて準用する。

第九条を次のように改める。

(政府が行う利子補給)

第九条 政府は、公庫が第三条第一項各号の貸
付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で

定めるところにより、当該貸付けについての
利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契
約をいう。)を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が
利子補給金を支給することができる年限は、
当該利子補給契約をした会計年度以降十五
年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約
を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で
定める金額を超えることとならないようにし
なければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約
により政府が支給する利子補給金の額は、当
該利子補給契約において定める利子補給金の
支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に
係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残高が、
当該貸付けの条件に従い償還されるものとし
た場合における計算上の貸付残高を超えるこ
ときは、その計算上の貸付残高)につき当該貸
付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮し
て農林水産大臣が定める利率により計算する
額の合計額とする。

第十條から第十七條までを削る。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削
る。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第二條 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年
法律第六十五号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第三十八條」を「第三十七條」に、「第

三十九條」を「第三十八條」に改める。

第三十五條を削る。

第三十六條中「第三十四條第一項」を「前條第
一項」に改め、同條を第三十五條とし、第三
十七條を第三十六條とし、第三十八條を第三
十七條とし、第六章中第三十九條を第三十八
條とする。

附則第八項の前の見出しを「政府が行う利子
補給等」に改め、同項中「国」を「政府」に、「株
式会社日本政策金融公庫及び沖繩振興開発金融
公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源
に充てるため、株式会社日本政策金融公庫及び
沖繩振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要
な資金の貸付けをする」を「株式会社日本政策金
融公庫又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」
と総称する。)が無利子の貸付けを行うときは、
会計年度ごとに、政令で定めるところにより、
当該貸付けについての利子補給契約(利子補給
金を支給する旨の契約をいう。)を公庫と結ぶ」
に改める。

附則第九項を次のように改める。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が
利子補給金を支給することができる年限は、
当該利子補給契約をした会計年度以降二十七
年度以内とする。

附則に次の三項を加える。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給
契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予
算で定める金額を超えることとならないよう
にしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給
契約により政府が支給する利子補給金の額
は、当該利子補給契約において定める利子補
給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給
契約に係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残
高が、当該貸付けの条件に従い償還されるも
のとした場合における計算上の貸付残高を超
えるときは、その計算上の貸付残高)につき
当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を
考慮して農林水産大臣が定める利率により計
算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還
期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で
公庫が定める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律
第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「農業改良資金助成法」
を「農業改良資金助成法」に改める。

第十一條第二号中「及び就農支援資金」を削
り、同條中第四号を第五号とし、第三号を第
四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 就農支援資金に係る債務の保証の業務
第六十六條第一項中「農林中央金庫及び」を削
り、「農林中央金庫等」を「融資保険対象者」に改
め、同項に次の二号を加える。

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるも
の

第六十八條から第七十條までの規定中「農林
中央金庫等」を「融資保険対象者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中農業信用保証保険法第六十六條第
一項及び第六十八條から第七十條までの改正
規定並びに附則第十四條の規定 公布の日
二 第二條中農業経営基盤強化促進法附則第八
項及び第九項の改正規定並びに同法附則に三
項を加える改正規定並びに附則第三條及び第
九條の規定 公布の日から起算して二月を超
えない範囲内において政令で定める日

(置)

(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措

第二條 この法律の施行前に貸し付けられた農業
改良資金(第一條の規定による改正前の農業改
良資金助成法(以下「旧農業改良資金助成法」と
いう。)第二條に規定する農業改良資金をいう。
以下同じ。)及びこの法律の施行前に旧農業改良
資金助成法第七條第一項の認定を受けた者(第
四項の規定によりなお従前の例によりこの法律
の施行後に認定を受けた者を含む。)に対してこ
の法律の施行後に行われる農業改良資金の貸付
けについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農業改良資金助成法第
三條第二項の規定により貸し付けられた融資
機関 同項に規定する融資機関をいう。以下同
じ。)に対する貸付金及び前項の規定によりなお
従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を

行う融資機関に対してこの法律の施行後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農業改良資金助成法第三条の規定により貸し付けられた都道府県に対する貸付けについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農業改良資金助成法第七条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の認定については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に都道府県が旧農業改良資金助成法第三条に規定する事業の全部を廃止した場合における政府への納付金の納付については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧農業改良資金助成法第三条に規定する事業を行つてゐる都道府県は、この法律の施行後において第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を行わないとき又は当該貸付けの事業を終了したときは、政令で定めるところにより、旧農業改良資金助成法第十六条第一項(旧農業改良資金助成法附則第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の例により算定した額の納付金を政府に納付しなければならぬ。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法附則第八項の国の貸付けについては、なお従

前の例による。

(農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二項第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三条の規定による改正後の農業信用保証保険法第十一条の規定の適用については、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金(次号に規定するものを除く。)」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第五条 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

第二十三条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に、「同法第五条第一項」を「同法第四条」に、「の償還期間(据置期間を含む。)」は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「二についての同法第四条(同法第八条第

二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とし、第二十五条を第二十三条とし、第二十六条を第二十四条とする。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第六条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間(据置期間を含む。)」は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間」を「二についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)」の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは、「十二

年」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項第二号中「第百二十七条第五項第一号ロ」を「第百二十七条第四項第一号ロ」に改める。

第百二十七条第一項第一号中二を削り、ホを二とし、ヘをホとし、トをヘとし、同項第二号中ホを削り、ヘをホとし、トからリまでをヘからチまでとし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号ホ」を「前項第一号二」に、「同項第二号ヘ」を「同項第二号ホ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第百二十九条中「並びに同項第三号及び第四号」を「及び同項第三号」に改める。

附則第四十条第二項中「第百二十七条第七項」を「第百二十七条第六項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第二條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金(同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。)に関する経理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法

律第二百二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「へ 附属雑収入」とあるのは、「へ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二

第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金(同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。とする。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)
第九条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

第十一条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

に、「以下「農業者等」という。」を「次号において「農業者等」という。」に、「同条第二項」を「同項第二号」に、「第四条中「一 農業者等」とあるのは「一 認定中小企業者」と、同法第八条を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)」は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)」の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」に改め、同条第三項を削る。

第十二条第二項中「償還期間」の下に「(据置期間を含む。以下同じ。)」を加える。
(農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の一部改正)
第十一条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「同法第五条第一項」を「同法第四条」に、「の償還期間(据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。))は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)」の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

第九條中「償還期間」の下に「(据置期間を含む。次条において同じ。)」を加える。
(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)
第十二条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改める。
第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、」を「第三条第一項第一号中「以下「農業者等」を「次号において「農業者等」に、「同法」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に改め、「第八条第一項の認定製造事業者等」の下に「株式会社日本政策金融公庫法

第二条第三号に規定する中小企業者に限る。」「を加え、「同法第二条第四項」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律第二条第四項」に、「以下同じ」を「次号において同じ」に、「同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、」を「同項第二号中「一 農業者等」とあるのは「一 認定製造事業者等」と、同法第八条を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金助成法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。))は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)」の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは、「十二年」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第十三条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十八号中「並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」を削る。
(政令への委任)
第十四条 附則第二条から第四条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が農業改良資金の貸付けの業務を行うことができることとし、農業改良資金等を貸し付けるこれらの機関に対し政府が利子補給を行う措置を設けるとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する)が農業改良資金の貸付けの業務を行うことができることとし、農業改良資金等を貸し付ける公庫に対し政府が利子補給を行う措置を設けるとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業改良資金助成法の一部改正

- (一) 題名を農業改良資金金融通法に改めること。
- (二) 貸付主体を都道府県から公庫に改めること。

- (三) 国が貸付原資の三分の二を無利子で供給する方式を改め、政府は、農業改良資金を貸し付ける公庫と利子補給契約を結ぶことができることとする。

- (四) 担保又は保証人の設定を義務付ける規定等を廃止すること。

2 農業経営基盤強化促進法の一部改正

農用地の改良又は造成に必要な無利子資金について、国が貸付原資を無利子で供給する方式を改め、政府は、当該資金を貸し付ける公庫と利子補給契約を結ぶことができることとする。

3 農業信用保証保険法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金が民間金融機関の融資における事故の際に補てんする融資保険の対象者に、銀行その他の政令で定める金融機関を追加すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、2については、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日、3については、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業経営に関する金融上の措置の改善を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十二年一度一般会計予算に、農業改良資金利子補給金として八千万円、担い手育成農地集積資金利子補給金として一億五百八十一万六千円、融資保険基盤強化事業交付金として八千九百万円が計上され、また、平成二十二年食料安定供給特別会計予算に、農業改良資金制度移行円滑化推進委託費として千三百九十九万円が計上されている。

右報告する。

平成二十二年三月二十三日

農林水産委員長 筒井 信隆

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、公的資金及び民間資金を有効に活用しつつ、農業経営の改善を図る際に必要となる資金が円滑に融通されるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 公的資金及び民間資金を有効に活用した農業経営に関する金融上の措置は、農業者等の自主的な判断を尊重した重要な支援措置であることとして、制度の運用に当たること。特に、無利子資金に対する需要の増大が見込まれることから、その借入れに際し様々な制約が付け加えられることのないよう、利用者にとって借りやすい環境整備を図ること。

二 新制度が十分に活用されるよう、農業者、都道府県、関係金融機関等に対し、制度改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。また、農業経営に必要な農業者の資金ニーズに応じて的確かつ円滑に融通されるとともに、資金融通後において着実な経営改善が図られるよう、普及指導センター等をはじめとする関係機関の緊密な連携による支援活動を推進すること。

三 見直し後の農業改良資金の貸付けに当たっては、貸付主体となる株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という)並びに農業改良措置の認定主体である都道府県による緊密な連携体制を構築し、借入れ窓口等において農業者等にとって親身になった対応が行われるよう、相談・窓口の充実を図るなど農業者等の資金需要へきめ細やかに対応すること。また、災害その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難であると認められる場合には、公庫がその償還金の支払いの猶予を行うよう、所要の措置を講ずること。

四 農業改良資金における担保・保証人の義務付けの廃止は、借入れに対して相当の改善になるものの、それに見合うだけの経営資料の整備等の諸条件が加えられる懸念があることから、借入れに係る諸手続及び書類作成の面でも改善が図られるよう、特段の配慮を行うこと。

五 「当分の間」実施するとされている担い手育成農地集積資金については、食料自給率向上に資する農用地の改良又は造成の推進に果たしてき

た役割を検証し、制度上の位置付けの明確化に向けた検討を進めること。

六 銀行等を融資保険の対象にすることについては、融資額に伴う交付金負担を適切なものとし、そのための規程の整備を行うなど、独立行政法人農林漁業信用基金の事業運営にいさかかも影響を与えないように万全の措置を講ずること。

七 農業関係者に対する信用保証保険制度等については、今後より一層、農業特有のリスクにも配慮しつつ、事業者の多様なニーズへの対応や利用者の利便性向上が図られるよう、関係省庁が一体となって、制度相互間の連携の強化など必要な見直しを行うこと。

八 農林漁業者の所得の増大を図る観点から、農林水産物に係る地産地消や販路拡大、付加価値向上などの取組を強化するため、制度金融の更なる充実・強化を図ること。その際、無利子資金である林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金等の在り方について、利用者の利便性の観点から、検討を進めること。

右
国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

(砂防法の一部改正)

第一条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項費用」を「砂防工事二要スル費用」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 第十四条第二項ノ規定ノ平成二十二年度ニ於ケル適用ニ付テハ同項中「砂防工事」トアルハ「砂防工事又ハ災害ニ因ル危険ナル状況ニ対処スル為ニ速力ニ施行スルコトヲ要スルモノトシテ政令ヲ以テ定ムル砂防設備ニ係ル工事」トス

第五十条及び第五十一条を削り、第五十二条を第五十条とする。

(道路の修繕に関する法律の一部改正)

第二条 道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書を削る。

(道路法の一部改正)

第三条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二条第二項に規定する」を「の規定の適用を受ける」に改める。

第五十条の見出しを「(国道の管理に関する費用負担の特例等)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用

は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

第五十条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

第五十三条第一項中「維持、修繕その他の管理」を「災害復旧」に、「から第三項まで」を、「第二項又は第四項」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 第五十条第二項及び第五十三条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、第五十条第二項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める道路を構成する施設若しくは工作物に係る工事(当該工事を施行するために必要な点検を含む。第五十三条第一項において「特定事業」という。)」と、第五十三条第一項中「災害復旧」とあるのは「災害復旧若しくは特定事業」とする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第七項中「附則第四項及び第五項」を「附則第三項及び第四項」に改め、同項を附則第六

項とする。

附則第八項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第四項又は第五項」を「附則第三項又は第四項」に、「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第四条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、同条第一号中「以下」及び「及び第六号」を削る。

第五条の二を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十二年度において国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道についての防雪又は凍雪害の防止に係る事業(同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定するものに限る。)に要する費用に関する国の負担の割合は、同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項の規定にかかわらず、三分の二とする。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第

七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第二項に規定する」を「の規定の適用を受ける」に改める。

第二十条第一項中「ほか、」の下に「新設、改築又は災害復旧に係るものにあつてはを加え、
「負担する」を「負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては国の負担とする」に改め、同条第二項中「管理」を「新設、改築又は災害復旧」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(平成二十二年度の特例)

2 第二十条の規定の平成二十二年度における適用については、同条第一項中「又は災害復旧」とあるのは、「災害復旧又は安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める高速自動車国道を構成する施設若しくは工作物に係る工事(当該工事を施行するために必要な点検を含む。以下この条において「特定事業」という。)」と、「及び災害復旧」とあるのは、「災害復旧及び特定事業」と、同条第二項中「又は災害復旧」とあるのは「災害復旧又は特定事業」とする。

附則第三項から第七項までを削る。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「の各号」を削り、同条第一号中「責に」を「責めに」に、「災害復旧を行なう」

を「災害の復旧を行う」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「災害復旧を行なう」を「災害の復旧を行う」に改める。

第二十一条中「災害復旧」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(次条第一項及び第二十三条において「災害復旧」という。)」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧で次の各号のいずれかに掲げるものに要する費用(第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は国及び当該各号に定める地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担し、指定区間内の一般国道に附属する共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用(同条の規定により当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。)は国の負担とする。

一 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧 都道府県又は指定市

二 指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設又は改築で国土交通大臣が当該一般国道の新設又は改築に伴つて行うもの 当該一般国道の道路管理者である地方公共団体

(河川法の一部改正)

第七条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「その二分の一(二)を削り、

「十分の三」を「十分の三を」に、「維持及び修繕」を「を」、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業」に、「を」を負担する」を「を」、改良工事及び修繕以外の河川工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 第六十条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「災害復旧事業」とあるのは、「災害復旧事業又は災害の発生を防止し、若しくは流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める河川管理施設に係る工事若しくは河川の管理のための設備の更新に」とする。

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

附則第八項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第三項又は第四項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第八条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「災害復旧」を「災害の復旧」に改め、同条第二号中「災害復旧のため」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。))のため」に、「災害復旧を」を「災害の復旧を」に改め、同条第三号及び第四号中「災害復旧」を「災害の復旧」に改める。

第二十二条第一項中「維持、修繕、災害復旧その他の管理」を「若しくは災害復旧」に、「負担する」を「負担し、当該電線共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用(第十九条の規定により電線共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。))は国の負担とする」に改め、同項ただし書中「一般国道」の下に「に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負

担を含む。以下この条において同じ。について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

二 高速自動車国道法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項 河川法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十条第一項 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則第十一条の規定により読み替えて適用する同法別表五の項 二 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)

口 道路法第五十条第二項 八 高速自動車国道法第二十条第一項 二 河川法第六十条第一項 沖縄振興特別措置法別表五の項 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(港湾法の一部改正) 第四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。 附則第二十五項中「附則第六条第一項を」附則第五條第一項に、「附則第六條第七項を」附則第五條第七項に改め、附則第二十六項中「附則第六條第七項を」附則第五條第七項に改める。(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正) 第五条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。 第六条第五項中「第五十条第二項本文」を「第五十条第二項」に改める。(沖縄振興特別措置法の一部改正) 第六条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。 附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十条及び第十一条を削り、附則第十二条を附則第九条とし、附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(平成二十二年度における沖縄の道路に係る国の負担割合の特例) 第十一条 別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「改築とあるのは、改築、同法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業」とする。 附則第十五条から第二十七条までを削る。 別表五の項中、改築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理を「及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の修繕」に改め、「道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、」を削り、「十分の九」を「十分の九」に改める。(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正) 第七条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 附則第四条第一項第三号中「附則第四条」を「附則第三条」に改める。(独立行政法人都市再生機構法の一部改正) 第八条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。 附則第二十二條第一項第一号中「附則第五項」

を「附則第四項」に改め、同項第二号中「附則第九項及び第十項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項第六号中「附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで」を「附則第三項、第四項及び第七項から第九項まで」に改め、同条第二項中「附則第五項、」を「附則第四項、」に、「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項若しくは第四項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一条第二項第一号ロ中「第二項本文を「第二項」に、「第三項、道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第三項ただし書を「第四項」に改める。

附則第四十九条第一項から第四項までの規定中「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「第五十二條第一項」を「第五十條第一項」に改める。

附則第五十條第一項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「第三条第一項」を「昭和二十三年法律第二百八十二号」第三条第一項に、「附則第六條第二項」を「附則第五條第二項」に、「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六條第八項」を「附則第五條第八項」に改め、同条第二項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六條第二項」を「附則第五條第二項」に、「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六條第八項」を「附則第五條第八項」に改め、同条第三項中「附則第四項若しくは

は第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六條第二項」を「附則第五條第二項」に改め、同条第四項中「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六條第八項」を「附則第五條第八項」に改め、同条第五項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六條第二項」を「附則第五條第二項」に改める。

附則第五十一條第二項から第五項までの規定中「附則第六條第一項」を「附則第五條第一項」に改める。

理 由

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金については、平成二十二年度から廃止し、その費用は管理主体である国の負担とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国の直轄事業に係る都道府県等の負担金の廃止

国が管理する道路、河川等の維持等に要す

る費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、次の関係法律の整備を行うこと。

(一) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)

(二) 道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)

(三) 道路法(昭和二十七年法律第八十号)

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)

(四) 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)

(五) 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)

(六) 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)

(七) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)

2 平成二十二年度の特例

(一) 災害による危険な状況に対処するために速やかに施行することを要する砂防設備に係る工事については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担すること。

(二) 安全かつ円滑な道路の交通に支障を生ずることを防止するために速やかに行う必要がある道路を構成する施設又は工作物に係る特定の事業については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担すること。

(三) 災害の発生を防止し、又は流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要がある河川管理施設に係る工事又は河川の管

理のための設備の更新については、平成二十二年度に限り、都道府県等がその費用の一部を負担すること。

3 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金については、平成二十二年度から廃止し、その費用は管理主体である国の負担とする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

国の直轄事業の維持管理に要する費用のうち、国の負担額は、本案施行に伴い、平成二十二年度国土交通省予算において概ね八百億円増加することが見込まれている。また、特定事業に係る都道府県等の負担額として五百七十九億円が計上されている。

右報告する。

平成二十二年三月二十三日

国土交通委員長 川内 博史

衆議院議長 横路 孝弘殿

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

第六条中「各号」を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

第六条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

四季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生

労働省令で定める者

第十条の四第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十四条第二項中「各号」を削り、同項第二号中「の日」の下に「(第二十二條第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日)」を加える。

第二十二條に次の一項を加える。

5 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(第一号に規定する事実を知つていた者を除く。)(二)に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七條の規定による届出がされていなかったこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九條の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第三十八條第一項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「季節的に雇用されるもののうち次の各号のいずれにも該当しない者」に改め、同項各号を次のように改める。

一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者

二 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

第四十二條中「雇用された者」の下に「及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者」を加える。

第四十三條第一項中「及び第六條第一号の三の認可を受けたもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

第四十三條第二項中「場合」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合」を加え、同条第三項中「雇用された日雇労働被保険者」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者」を加え、同条第四項中「第二号」を「第四号」に改める。

第五十六條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)」を付し、同条第三項中「において」の下に「第一項中」を加える。

第五十六條の二を第五十六條の三とし、第三章第四節中第五十六條の次に次の一条を加える。

第五十六條の二 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用

された後に離職した場合(前条第一項本文に規定する場合を除く。)(一)には、その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四條の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三條第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により第十四條の規定による被保険者期間を計算することによつて同条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七條に規定する賃金日額を算定する場合(一)には、日雇労働被保険者であつた期間のうち、同条第一項に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

3 第一項の規定は、第二十二條第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四條の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第二十二條第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替へるものとする。

第六十条第五項中「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の三第四項」に改める。

第六十一条の二第四項中「第五十六条の二第一項第一号口」を「第五十六条の三第一項第一号口」に改める。

第七十二条第一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改め、「第六条第一号の二の時間数又は」を削り、「この基準」の下に「又は第三十八条第一項第二号の時間数」を加える。

第七十九条の二中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

附則第九条中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

五 特例納付保険料

第十二条第六項中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第七項中「第三十条及び第三十一条」を「第三十一条及び第三十二条」に改める。

第十五条の二中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十六条及び第二十七条」を「第二十七条及び第二十八条」に改める。

第二十二条第三項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第三十条、第三十一条」を「第三十一条、第三十二条」に、「つど」を「都度」に改める。

第三十二条を削り、第三章第三十一条を第三十二条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(特例納付保険料の納付等)

第二十六条 雇用保険法第二十五条第五項に規定する者(以下この項において「特例対象者」という。)を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかった場合には、当該事業主(当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。)は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料(同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。)の額(雇用保険率に應ずる部分の額に限る。)のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定めるところを加算した額を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。

5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

第三十五条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 平成二十二年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同条第八項の規定は、適用しない。

附則第十二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二条第二項中「印紙保険料の額」の下に「徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特

例納付保険料の額」を加える。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。
(雇用勘定の積立金の特例等)

第二十条の三 平成二十二年度及び平成二十三年において、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費(雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 平成二十二年度及び平成二十三年においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足を補足することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残金がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な

金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第三項の規定による組入金」とする。

4 前項の規定による組入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「加減した額」とあるのは「加減した額並びに当該会計年度までの特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額の合計額」と、同条第八項中「繰り入れられた額」とあるのは「繰り入れられた額及び特別会計に関する法律附則第二十条の三第三項の規定による組入金の額」と、「加減した額」とあるのは「加減した額から当該会計年度までの同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額」とする。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(附則第四条において「新法」という。)第六条第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条

の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用除外に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(附則第四条において「新法」という。)第六条第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

(短期雇用特例被保険者に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者であつて、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに対する特例一時金の支給については、なお従前の例による。

(被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置)

第四条 新法第十四条第二項第二号及び第二十二條第五項の規定は、離職の日が附則第一条た

し書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第五条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二條の三第三項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。

第三十一條第一項第二号中「第二十六條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二條の二第四項」を「第二十二條の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第二十七條」を「第二十八條」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第七條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項及び第七項中「第三十八條第一項各号のいずれか」を「第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六條の二」を「第五十六條の三」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 施行日前に国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。)であつた者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以後引き続き職員であるものに対する前条の規定による改正後の同法第十条第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の表附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

(賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正)

第十條 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)

第十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

第六十六条第四項中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十八条、第二十九条」を「第二十九条、第三十条」に改める。

(社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の一部改正

- (一) 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて三十一日以上雇用見込みの者については、雇用保険の適用対象とすること。
- (二) 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者のうち、二年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された者(以下「特例対象者」という。)については、現行制度において遡及可能な二年を超えて遡及して適用できることとする。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- (一) 特例対象者を雇用していた事業主が、雇用保険関係成立の届出を行っていないかつた

場合には、雇用保険料の徴収時効である二年経過後においても、雇用保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨しなければならないこと。

- (二) 平成二十二年における雇用保険二事業の保険料率については、弾力変更の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすること。

3 特別会計に関する法律の一部改正

雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することがができる暫定措置を講じることとする。

4 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。ただし、1の(二)及び2の(一)については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために所要の措置を講じることとは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、自由民主党・改革クラブより、平成二十二年度における失業等給付に係る雇用保険料率を千分の八とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。この修正案に対し、国会法第五十七条の三の

規定に基づき、内閣を代表して長妻厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、失業等給付に係る平成二十二年一般会計予算の支出は約百二十九億円、労働保険特別会計予算の支出は約八百七億円それぞれ増加する見込みである。

右報告する。

平成二十二年三月二十四日

厚生労働委員長 藤村 修
衆議院議長 横路 孝弘殿

明治二十五年三月十一日
第一種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五丁目 二番四号区虎ノ門 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一三〇円	一三〇円